

日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業

要求水準書

加古川市 建設部 公園緑地課

令和 7 年 4 月

(令和 7 年 6 月修正)

目 次

第1章 共通事項	1
1 要求水準書の位置づけ	1
2 基本方針	1
3 関係法令等	4
第2章 プロジェクトマネジメントの要求水準	8
1 プロジェクトマネジメント	8
第3章 公募対象公園施設の要求水準	9
1 設計・建設に関する要求水準	9
2 維持管理・運営に関する要求水準	12
第4章 特定公園施設の要求水準	13
1 設計・建設に関する要求水準	13
第5章 利便増進施設の要求水準	15
1 設計・建設に関する要求水準	15
第6章 DB 対象施設の要求水準	16
1 設計・建設に関する要求水準	16
第7章 設計業務に関する業務仕様	34
1 特定公園施設に関する設計業務仕様	34
2 DB 対象施設に関する設計業務仕様	35
第8章 DB対象施設の建設工事に関する仕様	40
1 仕様書の適用	40
2 特記事項	40
第9章 特定公園施設及び DB 対象施設に関する工事監理業務仕様	51
1 仕様書の適用	51
2 特記事項	51

■用語の定義

Park-PFI	- 平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 - 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。 <Park-PFI のイメージ>  民間が収益施設と公共部分を一体的に整備 <table><tr><td></td><td>カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td><td>広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td></tr><tr><td>従前</td><td>民間資金</td><td>公的資金</td></tr><tr><td>新制度</td><td>民間資金</td><td>収益を充当 公的資金</td></tr></table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
DB（デザインビルド）方式	設計・施工一括発注方式。									
指定管理者制度	- 平成15年の地方自治法改正により創設された、「公の施設」の管理について、民間事業者を活用することによりサービスの向上と経費の節減を目指す制度のこと。 - 指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方自治体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができる。									
公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。									

特定公園施設	・都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	・都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業公募設置等指針及び指定管理者募集要項をいう。 ・Park-PFIの公募にあたり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
要求水準書	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業要求水準書をいう。
業務仕様書	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業指定管理業務仕様書をいう。
基本協定	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業基本協定をいう。
基本協定書	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業基本協定の協定書をいう。
実施協定	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業実施協定をいう。
実施協定書	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業実施協定の協定書をいう。
特定公園施設譲渡仮契約	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業特定公園施設譲渡仮契約をいう。
特定公園施設譲渡契約	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業特定公園施設譲渡契約をいう。
特定公園施設譲渡契約書	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業特定公園施設譲渡仮契約及び日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業特定公園施設譲渡契約の契約書をいう。
設計・建設工事請負仮契約	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事請負仮契約をいう。
設計・建設工事請負契約	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事請負契約をいう。

設計・建設工事請負契約書	・日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事請負契約及び日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業設計・建設工事請負契約の契約書をいう。
指定管理基本協定	・日岡山公園の管理運営に関する基本協定をいう。
指定管理基本協定書	・日岡山公園の管理運営に関する基本協定の協定書をいう。
年度協定	・日岡山公園の管理運営に関する年度協定をいう。
年度協定書	・日岡山公園の管理運営に関する年度協定の協定書をいう。
公募設置等指針等	・加古川市が公表した公募設置等指針及び指定管理者募集要項並びに要求水準書、指定管理業務仕様書、様式集その他の付随する一切の書類（公表後の修正を含む。） ・加古川市が回答した質問回答書
公募設置等計画	・都市公園法第5条の3の規定に基づき、 Park-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
公募設置等計画等	・以下の書類をいう。 ①応募者が公募設置等指針等に記載された本市の指定する様式に従い作成し、加古川市へ提出し、認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のものを指す。）及び付随する一切の書類 ②加古川市日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業者選定委員会において加古川市が実施したヒアリングの内容並びにそれに関する一切の質疑及び回答 ③①の内容に対する一切の質疑及び回答
本事業	・「日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業」をいう。
代表企業	・本事業の応募手続き、公募設置等指針等及び公募設置等計画等に基づき本事業を統括する指定管理業務担当企業の代表者をいう。
構成企業	・代表企業とともに Park-PFI 事業、 DB 事業及び指定管理業務を行う、本書内で定義する企業をいう。（ Park-PFI 事業、 DB 事業及び指定管理業務の定義は図-1 参照）
応募者	・代表企業及び構成企業にて構成された本事業に応募する企業及び個人事業主で構成されたグループをいう。
契約等候補者	・公募設置等計画等を提出し、選定委員会の答申を踏まえ加古川市が優先交渉権者として決定した応募者をいう。
事業者	・本市と基本協定及び実施協定を締結した契約等候補者をいう。

認定計画提出者	・ 契約等候補者のうち、公募対象公園施設担当企業であり、公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者をいう。
認定計画提出者等	・ 認定計画提出者及び指定管理業務担当企業をいう。
指定管理者	・ 公募設置等指針等に示す指定管理業務担当企業をいう。

第1章 共通事項

1 要求水準書の位置づけ

要求水準書は、加古川市（以下「本市」という。）が、「日岡山公園再整備賑わい拠点創出・管理運営事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本市が応募者に対して要求する業務・事業の水準等を示すものです。要求水準書の適用範囲は、次のとおりとします。

（1）プロジェクトマネジメント

（2）Park-PFI事業

公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設

（3）DB事業

DB 対象施設

2 基本方針

・「日岡山公園周辺地区まちづくり構想」や「第1期整備エリアのコンセプト及び基本方針」を十分に踏まえて、今回の事業のコンセプトと実施方針を提案してください。

■日岡山公園周辺地区まちづくり構想

○まちづくりのコンセプト

「こどもから高齢者まで多世代が“夢をはぐくむ”ことのできる舞台づくり」

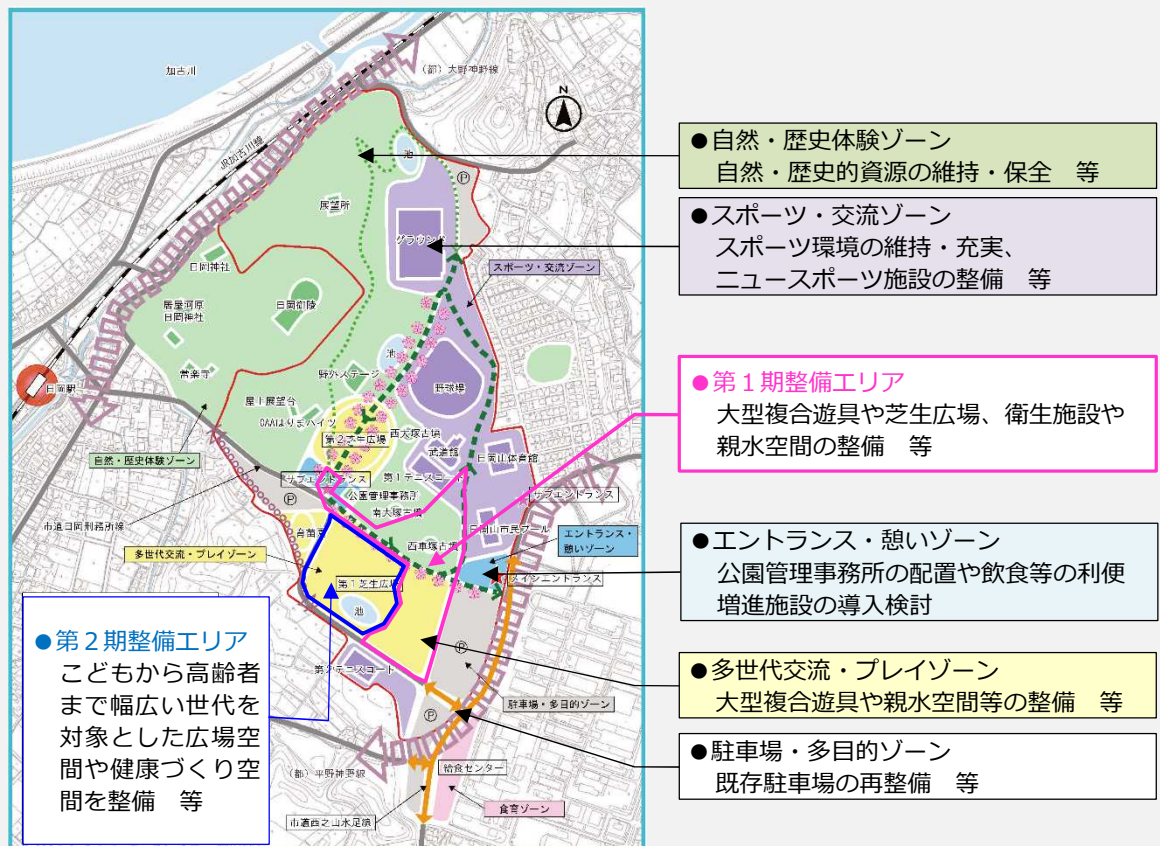


図-1 日岡山公園周辺地区のゾーニング（将来）

図-2 日岡山公園周辺地区まちづくり構想

■第1期整備エリアのコンセプト

デザインコードロゴマーク

－ みどりの中で 人と人がつながり賑わう 居心地の良い憩いの空間 －



「第1期整備エリア」は、みどり広がる空間に人々が集い・つながることで、新たな縁と賑わいを創出し、人々の生活の質を高める居心地の良い憩いの空間を目指します。

■第1期整備エリアの基本方針

①みどり広がる空間に包まれた居心地の良い空間づくり

- ・日岡山の豊かな自然や歴史的資源を活用し、日岡山公園独自の魅力ある空間を創出する
- ・生活に潤いや安らぎ等（ウェルネス）を与えるみどりの広場空間を創出する
- ・人々の生活の質を高めるプレイスメイキング*を意識した居心地の良い空間を創出する

※居心地の良い心的価値をつくり、生活の質を高める場所づくりの概念。居心地の良い“場”づくりは、8つの場要素の中でも特に、“座り場”、“陰り場”の2つの場要素が重要とされている。

その他の場要素：眺め場、囲い場、食場、話し場（離し場）、灯り場、巡り場



【出典：プレイスメイキングのための

「8つの場の要素」】

②子どもたちの夢をはぐくむ空間づくり

- ・自然景観に配慮しつつ、子どもたちが楽しく、安全に遊ぶことができるシンボリックな遊具広場を整備する
- ・幅広い年齢層の子どもたちが安全に遊べるよう、乳幼児用遊具や大型複合遊具を整備する
- ・夏場の貴重な親水空間の整備や、新たなニーズに対応する遊具を整備する
- ・子育て世代の親などが、安心・快適に見守ることができる憩いの空間を創出する

③人々が集い・つながり・憩うことができる魅力的な広場空間の創出

- ・イベント（マルシェ等）や市民団体等の活動・交流拠点化に繋がる広場空間を創出する
- ・日常利用においても人々が集い・つながり・憩える空間を創出する
- ・バリアフリー等に配慮した施設により利用者の快適性・安全性を高める
- ・公園利用者の利便性・快適性の向上に寄与する見守りカメラや無料 Wi-Fi などの導入に取り組む
- ・スケートボードや3x3等のニュースポーツが楽しめる空間を創出する

④官民連携による魅力的なにぎわい空間の創出

- ・民間事業者の資金とノウハウを活用し、質の高い空間・サービスを提供する
- ・民間活力導入施設との連携により、魅力的でにぎわい創出に寄与する場を整備する

⑤地域防災に配慮した空間づくり

- ・広域防災拠点として必要な防災機能を整備・強化する
- ・市民の防災意識の向上が図れる防災イベント等を実施する

図-3 第1期整備エリアのコンセプト・基本方針

- (1) 「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」の策定にあたっては市民アンケートを実施しています。市民アンケート結果を参照してください。「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」については、資料2「日岡山公園再整備基本計画（概要書）」を参照してください。
- (2) 「Park-PFI制度」「DB事業」「指定管理業務」**3つの事業手法の組み合わせと事業者の提案による横断的連携・事業の企画管理（以下、「プロジェクトマネジメント」という。）によって、3つの事業の相乗効果が最大限発揮**され、本公園が**「魅力向上」・「さらなる賑わいの創出」・「持続的・発展的な管理運営」**となることを目的とし、さらには本公園内だけではなく周辺地域の活性化につながることも期待します。

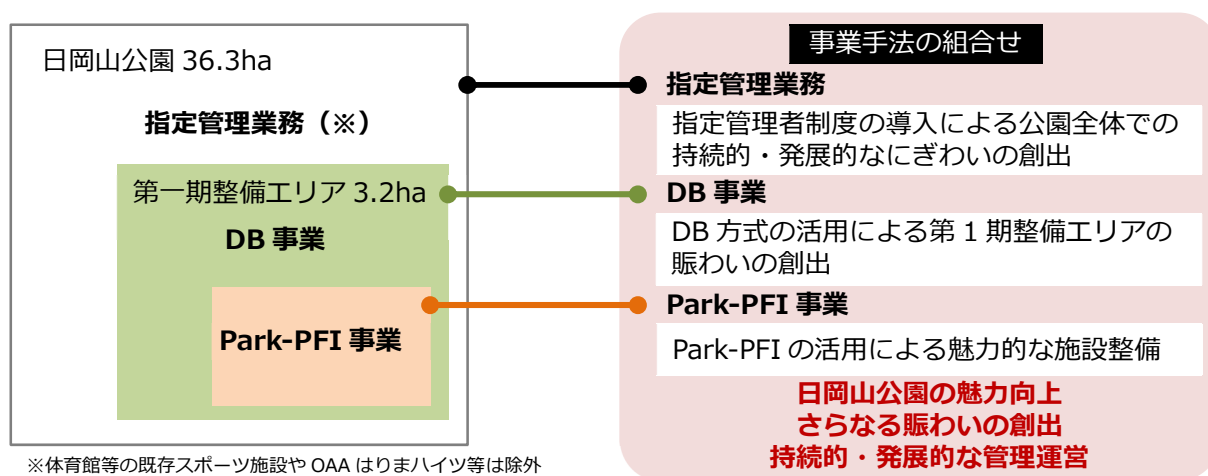


図-4 本事業の概念図

- (3) 「Park-PFI制度」「DB事業」「指定管理業務」の**3つの事業手法を組み合わせるメリットを活かし、公募対象公園施設・特定公園施設・DB対象施設のデザインや質感等を統一し、古墳や既存の緑に配慮しつつ、公園のより一層の魅力創出につながる施設及び配置として下さい。**また、**イベントなどの自主事業が実施しやすい、維持管理しやすい施設**としてください。
- (4) こども、子育て世代を中心に幅広い世代が快適に過ごせるよう、運営を見越した施設としてください。
- (5) 公園利用者の利便性、死角や暗がりがないなど、安全・安心に配慮した施設及び配置としてください。
- (6) 本市ではICT等の活用により、市民生活の質を高め、市民満足度の向上を図り、「誰もが豊かさを享受でき、幸せを実感できるまち加古川」を実現するため「加古川スマートシティ構想」を策定しています。本公園においても、ICT等を活用し、効率的・効果的な運営・維持管理に繋がる施設としてください。
- (7) ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月国土交通省）を遵守してください。

3 関係法令等

次に掲げる関係法令等を遵守するとともに、業務に必要とされるその他関係法令等を適宜参照してください。

【関係法令】

- (1) 都市公園法
- (2) 地方自治法
- (3) 都市計画法
- (4) 景観法
- (5) 屋外広告物法
- (6) 建築基準法
- (7) 消防法
- (8) 電気事業法
- (9) 電気工事法
- (10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (11) ガス事業法
- (12) 個人情報保護に関する法律
- (13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (14) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (15) 文化財保護法
- (16) 食品衛生法
- (17) 水道法
- (18) 下水道法
- (19) 水質汚濁防止法
- (20) 騒音規制法
- (21) 振動規制法
- (22) 土壤汚染対策法
- (23) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (24) 大気汚染防止法
- (25) 悪臭防止法
- (26) 駐車場法
- (27) 道路法
- (28) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- (29) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (30) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
- (31) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- (32) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）
- (33) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (34) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (35) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

- (36) 建設業法
- (37) 警備業法
- (38) その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律、男女平等に関する法令、並びに雇用及び労働に関する法令

【条例等】

- (1) 加古川市都市公園条例（以下、「都市公園条例」という。）
- (2) 加古川市都市公園条例施行規則（以下、「規則」という。）
- (3) 加古川市景観まちづくり条例
- (4) 加古川市景観まちづくり条例施行規則
- (5) 加古川市開発事業の調整等に関する条例
- (6) 加古川市開発事業の調整等に関する条例施行規則
- (7) 兵庫県屋外広告物条例
- (8) 兵庫県屋外広告物条例施行規則
- (9) 兵庫県建築基準条例
- (10) 兵庫県建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例
- (11) 兵庫県福祉のまちづくり条例（参考制度：「チェック&アドバイス制度」）
- (12) 加古川市火災予防条例
- (13) 加古川市火災予防規則
- (14) 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- (15) 兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行規則
- (16) 加古川市個人情報保護法施行条例
- (17) 加古川市情報公開条例
- (18) 加古川市財務規則
- (19) 加古川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- (20) 加古川市行政手続条例
- (21) 加古川市行政手続条例施行規則
- (22) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例
- (23) 加古川市文書取扱規程
- (24) 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例
- (25) その他関連する法令等の条例や施行令、規則等

【関連仕様書・基準類】

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2) 公共建築工事改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (3) 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (5) 建築工事設計図書作成基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (6) 建築設計基準及び同解説（一般社団法人 公共建築協会）

- (7) 建築構造設計基準及び参考資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (8) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- (9) 兵庫県福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（兵庫県）
- (10) 加古川市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針（加古川市）
- (11) ガラスを用いた開口部の安全設計指針（建設省住宅局建築指導課）
- (12) 兵庫県建築物環境性能評価制度（CASBEE）
- (13) 冷間成形角形鋼管設計・施工マニュアル（一般財団法人日本建築センター）
- (14) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (15) 擁壁設計標準図（建設大臣官房官庁営繕部建築課）
- (16) 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17) 公共建築工事積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (18) 建築数量積算基準・同解説〔建築積算研究会〕（建築コスト管理システム研究所，日本建築積算協会）
- (19) 建設工事標準歩掛〔建設物価調査会〕
- (20) 建築工事内訳書標準書式・同解説〔建築積算研究会〕（建築コスト管理システム研究所，日本建築積算協会）
- (21) 公共建築工事見積標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (22) 内訳書作成システム（営繕積算システムRIBC2）（一般財団法人建築コスト管理システム研究所）
- (23) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (24) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (25) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (26) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (27) 建築設備計画基準・同要領書（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (28) 建築設備設計基準・同要領書（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (29) 建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (30) 建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築センター）
- (31) 建築設備設計計算書作成の手引き（一般財団法人公共建築協会）
- (32) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (33) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (34) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (35) 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (36) 建築工事施工チェックシート（一般社団法人公共建築協会）
- (37) 電気設備工事施工チェックシート（一般社団法人公共建築協会）
- (38) 機械設備工事施工チェックシート（一般社団法人公共建築協会）
- (39) 公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）（工事の施工管理改訂委員会）

- (40) 公共建築工事標準仕様書に基づく電気設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）（工事の施工管理改訂委員会）
- (41) 公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）（工事の施工管理改訂委員会）
- (42) 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (43) 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (44) 営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (45) その他官庁営繕、建築学会等の技術基準
- (46) 兵庫県土木請負工事必携
- (47) 兵庫県土木工事共通仕様書
- (48) 兵庫県土木工事施工管理基準
- (49) 兵庫県委託業務関係共通仕様書
- (50) 兵庫県土木工事標準積算基準（共通編）
- (51) 兵庫県積算基準の運用（積算参考資料1）
- (52) 積算基準の運用（積算参考資料2）
- (53) 兵庫県小型構造物標準図集
- (54) 屋外体育施設舗装工事積算の手引（財団法人日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- (55) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）（国土交通省）
- (56) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- (57) 遊具の安全に関する規準（一般財団法人日本公園施設業協会）
- (58) 公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）
- (59) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）
- (60) 造園修景積算の手引き（一般財団法人建設物価調査会）
- (61) 造園修景積算マニュアル（一般財団法人建設物価調査会）
- (62) インターロッキングブロック舗装設計施工要領（一般社団法人インターロッキングブロック舗装技術協会）
- (63) 公園緑地工事施工管理基準（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- (64) 加古川市工事検査規程
- (65) 加古川市共同企業体による建設工事の試行に関する要綱
- (66) 加古川市契約事務取扱要領
- (67) その他最新の示方書、仕様書及び指針など各図書に準拠する

第2章 プロジェクトマネジメントの要求水準

1 プロジェクトマネジメント

本事業は、複数の事業手法を組み合わせた事業であり、事業者は施設設置から維持管理・運営までを含む多様な企業により構成されます。指定管理業務は、20年間の指定有効期間であり、特に第1期整備エリアは、管理運営を見据えた整備も必要なことから、代表企業の役割は重要と考えています。事業者は、本市が事業者を支払う事業対価等を原資として代表企業が行うプロジェクトマネジメントにより立案された本公園のブランディング内容や事業企画・管理計画等に従い、代表企業を中心に本事業を進めてください。

プロジェクトマネジメントを行う際は、担当者を選任し、本市に届出をしてください。指定管理業務における統括責任者が兼ねることも可能とします。なお、事業期間中に変更する場合にあたっては、事前に本市に届出をしてください。

(1) マネジメント

ア 進捗管理・運営統括

プロジェクトマネジメントの担当企業は、本事業の提案時から事業終了時まで本事業全体の進捗管理・運営統括を行い、本市及び構成企業との調整窓口を担ってください。本事業全体を把握し、構成企業のとりまとめといったリーダーシップ等、ノウハウを活かし、長期間にわたる事業を確実に実施してください。

イ オープニングセレモニーの開催

オープニングセレモニーを1回企画し実施してください。オープニングセレモニーの開催には、本市も協力します。オープニングセレモニーの内容は、応募者の発案によるものとし、詳細は本市と事前に協議し実施することとします。開催する時期と内容を下記に示します。

(ア) オープニングセレモニー 令和11年4月

公募対象公園施設とサービスセンターの開設、第1期整備エリア工事完了に伴う公園のリニューアルオープン、指定管理業務開始に係る内容とします。

(2) ブランディング

本事業の提案時から事業終了時まで、本公園の価値を高め、持続的な賑わい空間を創出するために、多様なイベントの企画や戦略的な広報活動など本公園独自のブランディングを実施してください。事業者のノウハウを最大限に活かすとともに企画経営力を発揮し、より新しい発想を取り入れたブランディングを期待します。また、常に高い公園利用者の満足度につながるよう、継続したブランディングを実施してください。

第3章 公募対象公園施設の要求水準

1 設計・建設に関する要求水準

(1) 公募対象公園施設の種類と整備内容

ア 公募対象公園施設について

公募対象公園施設として認められる施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設で、当該施設から生じる収益を特定公園施設の整備費用に充てることができるものと認められるものとします。

イ 施設のデザインや配置

(ア) 「日岡山公園周辺地区まちづくり構想」や「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」のコンセプト「みどりの中で 人と人がつながり賑わう 居心地の良い憩いの空間」を十分に踏まえた内容とし、設置場所や規模を提案してください。「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」については、資料2「日岡山公園再整備基本計画（概要書）」を参照してください。設置できる範囲については、公募設置等指針「第2章 2（2）」を参照してください。

(イ) 上記のコンセプトを踏まえつつ本公園の「魅力向上」・「さらなる賑わいの創出」という観点から、「独自性・話題性・サービスの多様性」がある施設の提案を期待しています。（20年間事業を継続して実施できるよう、使用させる者の入れ替えも可能とし、気軽に利用できるような小規模な施設や飲食店以外の用途でも提案可能ですが、宿泊施設（旅館やホテル等）を本公園内に設置することは想定していません。）

(ウ) DB事業、指定管理業務を組み合わせるメリットを活かしたデザイン・質感が統一された施設を提案してください。

(エ) 民間事業者に期待する内容について市民アンケートを実施しています。市民アンケート結果を参照の上、市民意見を踏まえた施設を提案してください。（自由提案施設を妨げるものではありません。）

(オ) 都市公園は一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、例えば騒音の発生等により他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は望ましくなく、こうした公園への設置がふさわしくない施設及び周辺環境と調和しない施設の提案は認められません。公募対象公園施設の種類や内容については、十分検討のうえ提案してください。

(カ) 公募対象公園施設に付随する標識や看板（店名を記載したもの）等も公募対象公園施設とします。

(キ) 公募対象公園施設として自動販売機の設置は認めません。

(ク) 公園の景観や既存の緑に配慮した配置としてください。

(ケ) 資料5「保存候補樹木図」に示す樹木については可能な限り保存してください。

施設計画に伴い伐採する場合は、本市と協議の上決定することとし、植栽する場合は周辺の緑と調和する内容としてください。

(コ) 公園利用者が公園の景観を楽しみながら利用できるよう、開放的な施設としてください。

- (サ) 公園利用者の安心・安全を考慮し、防犯に配慮した提案をしてください。
- (シ) 夜間の利用がある場合、周辺の照明施設と統一感が感じられるよう配慮してください。
- (ス) バックヤード、電気や給排水施設等の施設は、公園利用者から見えないよう、景観に配慮した提案をしてください。

ウ 公募対象公園施設の設置可能な範囲の面積

公募対象公園施設の設置可能な範囲の面積については、約 10,000 m²とします。設置可能な範囲で、公募対象公園施設を提案してください。なお、設置可能な範囲であれば、複数棟の提案も可能です。

公募対象公園施設の設置可能な範囲の面積 = 約 10,000 m ²

エ 建築確認申請

建築基準法に基づき、公募対象公園施設の建築確認申請を行ってください。確認申請前に、公募対象公園施設の計画内容について本市と協議を行ってください。建築確認申請は、公募対象公園施設担当企業の負担で行ってください。

同法第 6 条第 1 項の規定による確認済証及び同法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写しを速やかに本市に提出してください。

オ スケジュール

公募対象公園施設は令和 11 年 4 月 1 日に供用開始してください。また、各法令手続きや公募対象公園施設の工事についてスケジュールを確認しながら進めてください。DB 事業で行う整備内容を十分確認し理解の上、公募対象公園施設の整備内容を計画するとともに、DB 対象施設設計・建設担当企業と連携しながら工事のスケジュール調整を行ってください。

カ インフラ整備

インフラの整備について、下記の留意事項を確認してください。併せて、資料 4「インフラに関する図面」を参照してください。

- (ア) 公募対象公園施設内で使用するインフラ（電気、上水道、排水施設等）整備については、認定計画提出者の負担にて行ってください。地下埋設物の調査など、整備に必要な調査も認定計画提出者で負担してください。電気、上水道、排水施設の留意事項については、下記項目を確認してください。
- (イ) 電気の引き込みについては、直接インフラ管理者と協議を行い整備し、整備に伴う負担金や使用料等については、認定計画提出者が負担してください。本公園内に電線管を設置する場合は、地下埋設を原則とします。詳細は、認定計画提出者が決定後、本市と協議することとします。
- (ウ) 上水道については、DB 事業で前面道路から水道管を引き込み、本市（指定管理者）が管理します。この水道管から公募対象公園施設用の水道管を接続し、公募対象公園施設用のメーターを設置してください。メーターの設置については、認定計画提出者の負担とします。DB 事業で行う水道管引き込み時期や接続位置など詳細については、認定計画提出者が決定後、DB 対象施設設計・建設担当企業とともに本市と

協議することとします。

(エ) 排水施設については、公園内の排水管へ接続してください。接続位置など詳細については、認定計画提出者が決定後、DB 対象施設設計・建設担当企業とともに本市と協議することとします。

(オ) 公募対象公園施設で使用するインフラについては、認定計画提出者にて設計・整備・保守及び事業終了前の撤去にかかる費用を負担することとします。ただし、事業終了時に次期施設設置者が決まっているなど、本市と事前協議した上で、残存することが可能な場合は本市若しくは次期施設設置管理者に譲渡することも可能とします。

キ 文化財保護法

本公園については、埋蔵文化財包蔵地が複数（うち 2 件は市指定史跡）あるため、下記の留意事項を確認してください。

(ア) 埋蔵文化財包蔵地については、資料 6「加古川市遺跡分布地図（抜粋）」を参照してください。

(イ) 埋蔵文化財の試掘調査を令和 4 年度に実施しています。詳細は資料 7「試掘調査報告書（抜粋）」を参照してください。南大塚古墳・西車塚古墳・広沢山遺跡に関しては、メイン園路整備工事に関係する範囲に限り、本市の費用負担にて令和 6 年度に本発掘調査を実施しています。

ク 兵庫県屋外広告物条例

兵庫県屋外広告物条例では、地域種別に応じた規制があり、許可地域等と禁止地域等の区分があります。本公園は、第 2 種禁止区域に指定されています。兵庫県屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮して掲示・設置等を行ってください。

ケ 都市公園条例に基づく設置管理許可について

認定計画提出者は、公募対象公園施設を設置するにあたり、都市公園条例に規定された設置管理許可の手続きを行ってください。

コ Park-PFI 事業の担当者について

Park-PFI 事業を行う際は、公募対象公園施設担当企業の代表者が担当者を選任し、本市に届出をしてください。事業期間中に変更する場合にあたっては、事前に本市に届出をしてください。公募対象公園施設の設計、建設、管理運営、特定公園施設の設計、建設に関して実施体制を構築し、事前に本市と協議を行ってください。利便増進施設を設置する場合も同様とします。

2 維持管理・運営に関する要求水準

(1) 維持管理及び運営に関する留意事項

- ア 公募対象公園施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施するものとし、それに係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- イ 維持管理及び運営に必要な手続きは、認定計画提出者が責任をもって行ってください。
- ウ 年間を通じ、円滑な維持管理及び運営が可能な実施体制を構築してください。
- エ 営業日及び営業時間については、日岡山公園利用者の利便性、サービス内容を考慮してください。なお、第1駐車場の照明灯は、22:00で消灯します。
- オ 公募対象公園施設の修繕や更新が必要になった時は、認定計画提出者の負担で実施してください。なお、修繕・更新をする場合は、事前に本市と協議を行うこととします。公募対象公園施設周辺の公園施設に影響する場合は、現状復旧してください。
- カ 公募対象公園施設の整備及び維持管理・運営に要する光熱水費は、全て認定計画提出者の負担とします。
- キ 公募対象公園施設の警備が必要な場合は、認定計画提出者の負担で行ってください。
- ク 公募対象公園施設について起こった問題は、認定計画提出者の責任において対応してください。認定計画提出者は、内容とその対応について速やかに指定管理担当企業に報告し、指定管理担当企業から本市に報告してください。
- ケ 本公園は、指定緊急避難場所として指定しています。また、本公園は広域防災拠点として、位置づけがされています。本市及び兵庫県の地域防災計画を確認し、災害の発生若しくはおそれがある場合は、関係機関や地域団体と協力して防災活動などの対応に協力してください。災害対応により生じた費用は、原則認定計画提出者の負担としますが、詳細は本市と協議します。

第4章 特定公園施設の要求水準

1 設計・建設に関する要求水準

(1) 特定公園施設の種類と整備内容

本事業において認定計画提出者に整備を求める特定公園施設を下表に示します。

表-1 整備を求める特定公園施設

施設名称	概 要
屋根 (必須提案施設)	・雨や日差しを防ぎ、小規模なイベントを開催できるほか、公園利用者がくつろぐことができる施設として屋根を提案してください。 ・建築面積（屋根の水平投影面積）が、150 m²以上の屋根を設置してください。 ・他の公園施設と連携し、自由度が高く、公園の利用促進につながる施設提案としてください。 ・明るく開放性を有した施設としてください。

ア 特定公園施設については、指定管理者の管理対象施設とします。指定管理担当企業と連携し、指定管理業務を行うことを想定しながら、公園の賑わい創出や居心地のよい空間（イベントスペースや休憩スペース）になる施設としてください。また、利用者の満足度向上につながる利用促進策を提案してください。

イ 雨天時においても快適に過ごすことができるよう、屋根からの雨水の排水処理に配慮した施設としてください。

ウ 最低有効高さが 4.0m以上、建築面積が 150 m²以上とし、有効スペースを広く活用できるように、またまとまりのある形状の屋根を設置してください。

エ 主要な構造部（梁、柱、屋根）の仕上げは耐久性のある材質（15 年以上）としてください。

オ 維持管理しやすい部材、構造としてください。

カ イベント開催時の人の滞留を考慮し、明るく涼しい居心地の良い空間としてください。

キ 公募対象公園施設と一体構造としないでください。

ク 資料5「保存候補樹木図」に示す樹木については可能な限り保存してください。施設計画に伴い伐採する場合は、本市と協議の上決定することとし、植栽する場合は周辺の緑と調和する内容としてください。

ケ 屋根の下の舗装については、屋根空間の利用に即した舗装構成を DB 事業にてご提案ください。

コ シェルターやパーゴラなど独立した休憩施設については、特定公園施設としての屋根ではなく、DB 事業にてご提案ください。

(2) 特定公園施設整備の流れ

認定計画提出者は、本市と基本協定締結後、特定公園施設の計画内容について協議を行います。その後、認定計画提出者は、本市と実施協定を締結します。

実施協定締結後、認定計画提出者は公募設置等計画に基づき、特定公園施設の設計を行ってください。設計に伴う事前調査については、認定計画提出者の負担において実施し、設計内容については、適宜本市と協議を行ってください。事前調査の結果、地盤改良が必要になった場合、その施工方法や内容については、本市と協議の上決定します。また、特定公園施設の設計にあたっては、DB 事業の計画内容やスケジュールを確認し、DB 対象施設設計・建設担当企業と連携しながら進めてください。

特定公園施設譲渡契約締結後、建築確認申請を行い、公園施設設置許可の手続きを経てから工事に着手してください。なお、公園施設設置許可の使用料は免除とする予定です。

特定公園施設の工事は、令和 11 年 3 月 15 日までに完了してください。完成後、本市の検査を実施し、引継ぎ事務を行います。特定公園施設の供用開始は、令和 11 年 4 月 1 日とします。

(3) 特定公園施設の設計業務について

「第 7 章 設計業務に関する業務仕様「1 特定公園施設に関する設計業務仕様」」に記載のとおり、設計業務を実施してください。

(4) 建築確認申請について

建築基準法に基づき、特定公園施設の建築確認申請を認定計画提出者の負担において行ってください。

(5) 特定公園施設の建設工事について

特定公園施設の建設工事に関する特記事項は、「第 8 章 DB 対象施設の建設工事に関する仕様」を参照してください。

なお、特定公園施設の建設においては、工期を充足する第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書の写しを特定公園施設譲渡契約の本契約締結時に提出してください。本契約締結時に申込書の写しを提出した場合は、後日保険証書の写しを提出してください。なお、保険金額は任意とします。

(6) 工事監理の条件

認定計画提出者は、実施協定書や設計図書等に基づいて、認定計画提出者の責任において、特定公園施設の工事監理を実施してください。

また、認定計画提出者は、工事着手前に特定公園施設の工事監理者（特定公園施設の工事が設計図書のとおりを実施されていることの確認等を実施する者）を、認定計画提出者から発注した企業から選任してください。

工事監理に関する留意事項は、「第 9 章 特定公園施設及び DB 対象施設に関する工事監理業務仕様」を参照してください。

また、工事監理者は、工事の施工にあたり、特定公園施設の計画内容、DB 事業で行う整備内容、現況図面等の確認を行ってください。施工時に、設計図書と現状とで異なる部分があった場合は本市に報告するとともに、対応方針を協議してください。

第5章 利便増進施設の要求水準

1 設計・建設に関する要求水準

(1) 利便増進施設の種類と整備内容

利便増進施設の整備は、認定計画提出者の任意とします。設置できる施設は、地域における催しに関する情報提供のための看板、広告塔であって、地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものに限り、地域に関する情報や広告とあわせて、本事業のための自己用広告を掲示することを可能とします。地域から情報掲示の依頼や相談があった場合は、積極的に対応してください。

ア 設置場所の事前調査は、認定計画提出者の負担で行ってください。

イ 利便増進施設の設置にインフラが必要な場合については、認定計画提出者にて設計・整備・保守及び事業終了前の撤去にかかる費用を負担してください。なお、インフラの整備に伴い新たな引き込み等を行うに場合は、各インフラ管理者と協議を行い、負担金、使用料等が必要な場合は、認定計画提出者が負担してください。公園施設と利便増進施設の使用量を明確に分けるため、認定計画提出者の負担において子メーターを設置してください。基本料金は、使用量で按分することとします。

ウ 兵庫県屋外広告物条例を遵守するだけでなく、景観に配慮して設置してください。

第6章 DB 対象施設の要求水準

1 設計・建設に関する要求水準

(1) DB 対象施設の種類と整備内容

DB 事業において、設計及び建設を行う DB 対象施設は以下のとおりです。「区分A」・「区分B」のいずれの施設も必ず整備が必要な施設です。「日岡山公園周辺地区まちづくり構想」や「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」のコンセプト「みどりの中で 人と人がつながり賑わう 居心地の良い憩いの空間」を踏まえつつ、民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に活かし、日岡山公園の魅力向上に資する施設及び配置を提案・設計・整備して下さい。「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」については、資料2「日岡山公園再整備基本計画（概要書）」を参照してください。また、Park-PFI 事業、指定管理業務を組み合わせるメリットを活かしたデザイン・質感が統一された施設としてください。

なお、「区分A」及び「区分B」では、設計に対する区分が異なりますので、以下の区分を十分参照してください。

ア 「区分A」

(ア) 表-2 に示す施設については、公園全体のデザインや質感の統一、公園利用者のさらなる利便性向上、あるいはイベント利用のしやすさや維持管理のしやすさなど、日岡山公園の賑わい創出・魅力向上の観点を踏まえた設計としてください。

(イ) 「設計」の際には、表-4 に示す要求水準を満たしつつ、提案されるコンセプトを満たしたものを提案してください。

表-2 DB 対象施設の概要（区分A）

区分	施設名称	概要
A	サービスセンター	・鉄骨造もしくはRC造：1棟
	トイレ棟	・噴水広場北側新設トイレ（RC造）：1棟 ・園路沿い新設トイレ（RC造）：1棟 計2棟
	大型複合遊具	・大型複合遊具（対象年齢：6～12歳）：1基
	幼児用遊具	・幼児用遊具（対象年齢：3～6歳）：1基
	乳幼児用遊具	・乳幼児遊具（対象年齢：1～3歳）：1基
	空気膜構造遊具	・2つ山の遊具(対象年齢：6～12歳)：1基 ・1つ山の遊具(対象年齢3～6歳)：1基

イ 「区分B」

(ア) 公園全体のデザインや質感の統一、公園利用者のさらなる利便性向上、あるいはイベント利用のしやすさや維持管理のしやすさなど、日岡山公園の賑わい創出・魅力向上の観点を踏まえた設計としてください。

(イ) 公園施設の提案については、提案されるコンセプトを満たしたものとしてください。

(ウ) なお、表-3 に示す施設（区分 B）については、「日岡山公園第 1 期整備エリア基本計画」に基づき、本市で実施設計を行っています。「日岡山公園第 1 期整備エリア基本計画」については、資料 2 「日岡山公園再整備基本計画（概要書）」を参照してください。資料の提供については、公募設置等指針「第 3 章 2（3）関係資料の提供」を参照してください。提案内容を縛るものではありません。提案を行う際の参考資料として使用してください。

表-3 DB 対象施設の概要（区分 B）

区分	施設名称	概要
B	噴水広場	・ポップアップ型噴水
	人工芝エリア	・噴水広場周囲等
	デッキスペース	・ウッドデッキ
	大芝生広場	・既存樹を活かしつつ、様々なイベント利用にも対応できる開放的で美しい芝生広場
	既存樹を活かした緑陰空間・公園植栽	・既存樹を活かした芝生広場 ・桜並木 ・低木植栽、花壇
	灌水設備	・自動灌水設備（大芝生広場） ・ドリップチューブ（低木・花壇）
	園路・広場	・メイン園路、園路 ・メインエントランス、サブエントランス
	休憩施設	・パーゴラ、ベンチなど
	手洗い場	・手洗い場、立水栓
	案内板・誘導サイン	・園名サイン、総合案内サイン、施設サイン ・歴史解説サイン、誘導サイン、注意看板
	受電設備	・電力設備（分電盤）
	照明灯・コンセント盤	・照明灯、夜間演出用照明 ・イベント用電源コンセント盤
	防犯カメラ	・遊具エリア他 防犯カメラ
	Wi-Fi 設備	・メインエントランス周辺における Wi-Fi 環境の整備
	放送設備	・園内スピーカー
	防災施設	・ソーラー照明灯
	階段	・いこいの広場への階段
	給水設備	・量水器、給水管、散水栓
	雨水排水設備	・側溝、暗渠管
	汚水排水設備	・汚水管
	バックヤード	・物置、維持管理用資材置き場スペース

※上表に示す施設のほか、日岡山公園のさらなる魅力向上の観点から、施設の追加提案も可能です。（ただし DB 上限金額の範囲内に限ります。）

(2) 設計・建設の条件

- ア **「日岡山公園周辺地区まちづくり構想」や「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」**のコンセプトを十分に踏まえつつ、**民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に活かし**、日岡山公園の魅力向上に資する施設を提案してください。「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」については、資料2「日岡山公園再整備基本計画（概要書）」を参照してください。
- イ 公募対象公園施設や特定公園施設など、**第1期整備エリア全体のデザイン・質感を統一し、古墳や既存の緑に配慮しつつ公園のより一層の魅力創出につながる施設及び配置としてください。また、指定管理業務担当企業と連携し、イベントなどの自主事業、維持管理など、管理運営がしやすい施設としてください。**
- ウ 「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」は市民アンケートを実施し、市民意見を踏まえた計画となっています。基本計画の「ゾーニング図」に示すゾーニングを変更することはできません。（各公園施設のデザイン・形状については要求水準を満たしたうえで提案が可能です。）
- エ 「遊具広場ゾーン」における大型複合遊具・幼児用遊具・乳幼児用遊具・空気膜構造遊具については、古墳や既存の緑などの景観に配慮したうえで、他の公園施設との連携などの観点から、ゾーニング範囲を超えて位置を変更することが可能です。ただし、位置の変更を提案する場合は、変更概要とそれに伴う利点・効果を明確にするとともに説明してください。この場合におけるゾーニングの変更は可能とします。
- オ 「日岡山公園第1期整備エリア基本計画」のコンセプトが「みどりの中で 人と人がつながり賑わう 居心地の良い憩いの空間」であり、プレイスメイキングを意識した居心地の良い憩いの空間を目指しています。特に「座り場」・「陰り場」の2つの場の要素を重要視していることから、自然豊かな緑陰空間で居心地の良さに十分に配慮し、公園利用者のさらなる快適な滞在空間の提案を期待しています。
- カ 施設の配置は、既存の樹木等に配慮し、資料5「保存候補樹木図」は、基本的には全て保全するものとし、既存樹木を活かした緑陰空間を確保してください。なお、広場の多様な利用等において、保存が望ましくない個体があれば伐採を提案することも可能としますが、伐採する樹木については、本市と協議の上決定することとし、代替となる樹木を植栽してください。
- キ 主要な構造は腐食しにくいものにするなど、維持管理にかかる負担軽減に配慮した構造・材質としてください。
- ク 現地で発生する伐採樹木を製材し、ベンチ、看板、樹名板、ウッドチップ、マルチング材としての活用など、再整備工事のイメージアップとなるような提案を期待しています。なお、公園施設として使用する場合は防腐加工を施してください。
- ケ 建築物及び建築物に付属する工作物（屋外設備含む）において、防水・塗装等の耐用年数は原則、15年以上を想定した設計としてください。

(3) 要求水準

区分A・区分Bの各施設については、以下の要求水準を満たしたものとしてください。

表-4 「区分A」設計・建設に関する要求事項

項 目	要求水準	
ア. サービス センター	(ア) サービスセンターは、公園施設等を管理運営する指定管理者の執務場所として、また、公園利用者の利便増進につながる施設として整備してください。なお、公園窓口・利用拠点となることからユニバーサルデザインに配慮してください。 (イ) 以下に示す諸室を設けてください。	
	室 名 (想定面積)	要求事項
	事務室 (110 m ² 程度)	a 指定管理業務に必要な職員数が常駐できる執務スペースを確保してください。 b 防犯カメラによる監視、スピーカーを利用したアナウンス、緊急通報装置（トイレ）への対応を可能としてください。 c 給湯スペース、スタッフ用更衣室を確保してください。（※） d 受付カウンターを設置してください。 e 照明、空調、換気等の集中管理を可能としてください。 f 床構造は OA フロアとしてください。
	会議室 (60 m ² 程度)	a 指定管理者が利用可能な会議室、公園協議会が開催可能な会議室としてください。 b 最大同時利用人数として 20 名程度が利用可能な会議室としてください。 c 可動間仕切りを設置するなど、利用用途に応じて柔軟に空間レイアウトが可能な会議室としてください。 d 可動間仕切りはレール式とし、パーティションは不可とします。また、会議室として必要な遮音性を有するものとしてください。 e WEB 会議が開催可能なシステムを構築してください。
	トイレ (60 m ² 程度)	【男子トイレ】 a 小便器 4 基（手摺 1）、子供用小便器 1 基（手摺） b 大便器 3 基（手摺 1）（大便器 3 基のうち、幼児用補助便座（親子便座）1 基以上を配置） c ベビーチェア 2 基 d 洗面台（一般サイズ）2 基、子供用洗面台 1 基 e オムツ交換ベッド 1 基 f その他、傘・荷物フック、上着替えフック、ペーパーホルダー2 段）等の設備 g 用具入れ、清掃用シンク、清掃用水栓
		【女子トイレ】 a 大便器 4 基（手摺 1）（大便器 4 基のうち、幼児用補助便座 1 基以上を配置）

		助便座（親子便座）1基以上を配置） b 子供用小便器1基（手摺） c ベビーチェア3基 d 洗面台（一般サイズ）2基、子供用洗面台1基 e オムツ交換用ベッド1基 f その他（傘・荷物フック、上着替えフック、ペーパーホルダー2段）等の設備
		【多目的トイレ】 a 大便器1基 b 洗面台1基、 c 手摺1基、可動式手摺1基 d ベビーチェア1基 e フィットティングボード1基 f オストメイト1基 g 大型ベッド兼オムツ交換用ベッド（ユニバーサルシート）1基 h 握りひも付き緊急呼び出しボタン（手元・足元の2か所、事務室と通信接続） i その他（傘・荷物フック、上着替えフック、ペーパーホルダー2段）等の設備
	受付窓口・エントランス・休憩スペース（80㎡程度）	a 事務室に併設した公園の利用案内スペース b 各種イベント情報等の掲示スペース c 公園利用者の休憩スペース（4人掛けテーブルが7か所配置可能なスペースを確保してください） d 居心地の良さ、快適さ、開放感に配慮した休憩スペースとしてください。
	授乳室・おむつ替えスペース（15㎡程度）	a 授乳室1部屋以上（鍵付き） b おむつ替えベッド3台以上 c 人の目がつきやすい位置に配置するなど、防犯面に配慮した位置に設置してください。
	倉庫（35㎡程度）	a 公園利用促進につながるレンタル品等の倉庫としての利用や公園管理に必要な消耗品置き場、指定管理業務における文書庫としての利用を想定しています。 b 植栽管理など、維持管理に必要な倉庫（バックヤード機能）は別途DB対象施設として整備してください。
※事務室以外の諸室に確保することも可能です。 （ウ）構造はS造もしくはRC造とします。階数は2階以下とします。なお、2階に公園利用者が利用する部屋を設ける場合は、エレベーターを設置してください。 （エ）サービスセンターの位置は、メインエントランス内としてください。 （オ）上記諸室に必要な、内・外装、電気設備、給排水設備、空調設備、消防設備などを整備して下さい。		

	(カ) 上記諸室を全て取り入れたうえで、建築面積：500 m²未満、延床面積 300 m²以上の規模としてください。また、指定管理者の円滑な業務遂行、公園利用者の利便性向上につながる追加提案も可能です。 (例：屋内遊戯スペース、図書スペース、ランニングセンター、貸室など) (キ) 民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に活かし、デザイン・機能、使い方などに配慮してください。 (ク) サービスセンターは夜間施設としますが、トイレは24時間使用可能とします。外側から直接出入りが可能なものとしてください。また、内部からのアクセスについても配慮してください。 (ケ) 利用しやすさ、わかりやすさに配慮して、各種ピクトサインを設置してください。 (コ) 加古川市公共施設等脱炭素化方針の新規設置施設に対応し、環境に配慮した施設としてください。なお、15%以上は再生可能エネルギーを導入してください。また、蓄電池は商用電源及び太陽光との連携を行い、災害時に必要な負荷設備（主にトイレ）を12時間以上賄える容量とすること。（長寿命タイプ） (サ) 防犯カメラ、放送施設等の監視・操作ができるシステム構築をしてください。 (シ) トイレにおける共通機能は以下のとおりとします。また市民アンケート結果から、快適なトイレを求める意見が多かった点を踏まえて提案してください。 - a 照明はLEDとし、人感センサーでの制御（換気連動） - b 大便器は温水洗浄便座（壁操作型・音姫付き）、大便器・小便器は自動洗浄。 - c 手洗いはセンサー式 - d 鏡（破損対策タイプ） - e 便座除菌用ディスペンサー (ス) 照明・換気扇等のスイッチはワイドとし、「ネーム入り」「位置表示灯付き」「確認表示灯付き」としてください。 (セ) コンセントは全てアース・アース端子付き(EET)としてください。 (ソ) 給水設備については、適切な凍結防止処理を行ってください。
イ. トイレ棟	(ア) トイレ棟を2棟建築してください。設置位置は、「箇所①噴水広場北側トイレ」については現在の3号トイレの位置に、「箇所②園路沿いトイレ」はメイン園路沿い（白鳥の滑り台付近）に設置してください。 ※概ね資料3「基本計画図」に示す位置としてください。 (イ) トイレ棟を建築するにあたり、現3号トイレ及び現2号トイレを解体撤去してください。（地中残置物を残さないようにしてください） (ウ) 各トイレ棟には以下の設備を設けてください。 【箇所① 噴水広場北側トイレ】

	男子トイレ	a 小便器 2 基（手摺 1）、子供用小便器 1 基（手摺） b 大便器 2 基（うち、幼児用補助便座（親子便座） 1 基） c ベビーチェア 1 基 d 洗面台（一般用） 2 基、子供用洗面台 1 基 e オムツ交換ベッド 1 基 f 用具入れ（清掃用シンク付き）、清掃用水栓
	女子トイレ	a 大便器 3 基（うち、幼児用補助便座（親子便座） 1 基） b 子供用小便器 1 基（手摺） c ベビーチェア 2 基 d 洗面台（一般用） 2 基、子供用洗面台 1 基 e オムツ交換用ベッド 1 基
	多目的トイレ	a 大便器 1 基 b 洗面台 1 基 c 手摺 1 基、可動式手摺 1 基 d ベビーチェア 1 基 e フィッティングボード 1 基、 f オムツ交換用ベッド 1 基 g 握りひも付き緊急呼び出しボタン（手元・足元の 2 か所、サービスセンターの事務室と通信接続）
	共通	傘・荷物フック、上着替えフック、鍵付きペーパーホルダー 2 段等の設備
【箇所② 園路沿トイレ】		
	男子トイレ	a 小便器 2 基（手摺 1）、子供用小便器 1 基（手摺） b 大便器 2 基（うち、幼児用補助便座（親子便座） 1 基） c ベビーチェア 1 基 d 洗面台（一般用） 2 基、子供用洗面台 1 基 e オムツ交換ベッド 1 基 f 用具入れ（清掃用シンク付き）、清掃用水栓
	女子トイレ	a 大便器 3 基（うち、幼児用補助便座（親子便座） 1 基） b 子供用小便器 1 基（手摺） c ベビーチェア 2 基 d 洗面台（一般用） 2 基、子供用洗面台 1 基 e オムツ交換用ベッド 1 基
	多目的トイレ	a 大便器 1 基 b 洗面台 1 基 c 手摺 1 基、可動式手摺 1 基 d ベビーチェア 1 基 e フィッティングボード 1 基 f オムツ交換用ベッド 1 基

		g 握りひも付き緊急呼び出しボタン（手元・足元の2か所、サービスセンターの事務室と通信接続）
	共通	傘・荷物フック、上着替えフック、鍵付きペーパーホルダー2段等の設備
ウ. 大型複合 遊具 幼児用遊 具 乳幼児用 遊具	(エ) 構造はR C造とし、平屋としてください。 (オ) トイレに備える機能は以下のとおりとします。また市民アンケート結果から、快適なトイレを求める意見が多かった点を踏まえて提案してください。 a 照明はL E Dとし、人感センサーでの制御（換気連動） b 大便器は温水洗浄便座（壁操作型・音姫付き）、大便器・小便器は自動洗浄。 c 手洗いはセンサー式 d 鏡（破損対策タイプ） e 便座除菌用ディスペンサー (カ) コンセントは全てアース・アース端子付き(EET)としてください。 (キ) トイレ棟に付随して、倉庫などの追加機能を提案することも可能です。 (ク) 給水設備については、適切な凍結防止処理を行ってください。	
	(ア) こども達の挑戦意欲、好奇心、冒険心をかき立てるものとして、テーマ設定及び遊び機能を構成してください。また、楽しく体を動かす時間を提供できる遊具としてください。 (イ) 対象年齢に応じた運動能力、体力向上や達成感を感じられるものとして、テーマ設定及び遊び機能を配置してください。 (ウ) 遊具の色調は、周辺の公園景観や自然景観（既存樹との調和等）等と調和した、落ち着いたものとしてください。 (エ) 誰もが一緒に遊べるインクルーシブの機能を備えた遊具としてください。 (オ) こどもたちが安全に楽しんで遊べるように、緑陰空間や休憩施設等を近くに設けるなど、保護者の見守り空間に配慮してください。 (カ) 保護者がこどもの状況を把握できるよう視認性を考慮してください。 (キ) 遊具広場には、大型複合遊具と幼児用遊具、乳幼児用遊具を配置してください。誰もが安全に快適に遊ぶことができる空間として、利用年齢に応じたゾーニングを行い、利用動線、見守り空間、交流に配慮した施設配置とし、怪我のリスク等を避ける計画としてください。 (ク) 対象年齢は、大型複合遊具は6～12歳、幼児用遊具は3～6歳、乳幼児用遊具は1～3歳とします。 (ケ) 大型複合遊具と乳幼児用遊具は、遊びの動線が交差しないようエリア分けを行ってください。 (コ) 乳幼児用遊具では、日陰の創造を行ってください。 (サ) 各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼り付けてください。 (シ) 乳幼児遊具の周囲はフェンスで囲い、ゴムチップ舗装としてください。	

	(ス) 大型複合遊具や幼児用遊具の安全領域は土舗装を基本とし、必要箇所にセーフティマット等の安全施設を設置してください。なお、インクルーシブ機能までの動線では、必要に応じて、ゴムチップ舗装を設置することも可能です。 (セ) 遊具広場の施設配置あたっては、保存候補樹木を考慮した遊具配置を提案してください。なお、施工時や設置後の維持管理面を考慮し、伐採を行う場合は、代替樹木を植栽のうえ、伐採を踏まえた配置計画等を立案することも可能です。 (ソ) 各遊具の規模は、以下が目安となります。創意工夫により、遊具広場に適した内容を提案してください。 a 児童用大型複合遊具：250m² 程度 (ロングスライダー部を除く遊具、通路部分等の外周面積) 高さ 17m以下 (※条件：周囲樹木以下) b 幼児用複合遊具：50m² 程度 (遊具、通路部分等の外周面積) c 乳幼児用遊具：75m² 程度 (フェンス範囲の外周面積) (タ) 遊具の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れたものとしてください。主要部材は鋼材を基本としますが、自然景観との調和の為、化粧材に木材 (防腐加工されたもの) を使用する等は可能です。 (チ) 遊具の塗装は、耐久性に優れているだけでなく、汎用性のあるものを使用してください。 (ツ) 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造としてください。また、交換部品の調達が容易なものとしてください。 (テ) 遊具は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第 3 版) 令和 6 年 6 月国土交通省」および「都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) 令和 6 年 6 月国土交通省」に基づき、「遊具の安全に関する基準 (JPFA-SP-S : 2024)」((一社) 日本公園施設業協会) 又は同等の基準を満たしてください。 (ト) メーカー保証年数は、2 年以上としてください。 (ナ) 生産物賠償責任保険に加入してください。(一社) 日本公園施設業協会 (JPFA) への加入は必須ではありませんが、JPFA の協会員が継続して加入している公園施設団体賠償責任保険と同等以上の内容としてください。 (ニ) 市民アンケート結果より、大型複合遊具に対する市民ニーズが高いことから、ここだけにしかない、独創的で魅力的な遊具を提案してください。なお、大型複合遊具・幼児用遊具・乳幼児用遊具の整備費用として 150,000,000 円程度 (税込み) を想定しています。
エ. 空気膜構造遊具	(ア) 年齢層によって分けた大小 2 つの施設を設置してください。 a 施設規模は、空気膜構造遊具を扱うメーカーの製品のうち、2 つ山と 1 つ山を配置してください。 b 1 つ山の対象年齢は 3～6 歳とし、遊具高さは 1000mm 程度、直径 8.0m 程度 (約 50m²) としてください。 c 2 つ山の対象年齢は 6～12 歳とし、遊具高さは 1000mm 程度、1350mm 程度、直径 8.0m 程度、10.6m 程度 (約 140m²) としてください。

	い。 d 遊具の安全領域には、利用時の安全面に配慮して、人工芝（クッション性を確保した舗装構成）や洗い砂としてください。 e 安全な利用に配慮するため、1 つ山の周囲に H=0.8m 程度の柵を設置し、各遊具周囲に利用案内、年齢制限に関する看板を設置してください。 (イ) こどもたちが安全に楽しんで遊べるように、緑陰空間や休憩施設を近くに設けるなど、保護者の見守り空間に配慮してください。 (ウ) 保護者がこどもの状況を把握できるよう視認性を考慮してください。また、親が見守りやすいように、施設同士は近接して配置してください。 (エ) 送風方式は「タイマー制御による自動運転」としてください。 (オ) 遊具は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）令和6年6月国土交通省」および「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）令和6年6月国土交通省」に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2024）」（（一社）日本公園施設業協会）を満たしてください。 (カ) 遊具の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れたものとしてください。 (キ) 維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造としてください。また、交換部品の調達が容易なものとしてください。 (ク) 生産物賠償責任保険に加入してください。（一社）日本公園施設業協会（JPFA）への加入は必須ではありませんが、JPFA の協会員が継続して加入している公園施設団体賠償責任保険と同等以上の内容としてください。 (ケ) メーカー保証年数は、1 年以上としてください。
--	---

表-5 「区分B」の設計・建設に関する要求事項

項 目	要求水準
オ. 噴水広場	(ア) 夏場の貴重な親水空間として、様々な年齢の子供が楽しめるよう安全に配慮した魅力ある施設を提案してください。 (イ) 噴水施設は、ポップアップ型噴水とし、噴水ノズルの設計は、ブロック噴水、キャンドル噴水、アーチ噴水などを組み合わせ、プログラム制御により、多様な水遊びができるシステムを構築してください。 (ウ) 噴水施設の水源は、衛生面、管理運用面を考慮し、1 次側から水道水で給水し、ろ過滅菌循環式としてください。また、噴水設備に必要な配管（送水、排水、環水）、各種機械設備の一式を設置してください。 (エ) ろ過滅菌循環式の各種設備では、ろ過機、塩素滅菌装置、制御盤、給水弁ユニットを設置してください。また、塩素滅菌装置では、自動で塩素の管理ができるよう残留塩素計付きとし、塩素タンクには FRP 製のカバーを設けてください。 (オ) 給水装置については、ラッキングにより保温工事を行ってください。 (カ) 利用者が安全に利用できるように、施設内は滑りにくい舗装材としてください。

	(キ) デザイン、素材、色彩等、周辺環境との調和や自然環境に配慮してください。 (ク) 冬季の稼働は考えていません。不稼働時にも周辺環境と調和のとれた形状にしてください。不稼働時における有効利用に配慮してください。 (ケ) 噴水周囲は人工芝としてください。また噴水周囲には、日陰での親の見守り空間・荷物置き場・子供の着替えなど、噴水利用に十分配慮した施設計画としてください。 (コ) 同時に30人程度が遊べる規模としてください。
カ. 人工芝エリア	(ア) 噴水周囲には必ず配置してください。 (イ) こどもたちの遊び、親子の遊び、飲食、休憩スペース等の多目的利用を想定したスペースとして整備を想定しており、多様な利用者が交流でき、自由きままに滞在できる空間を380㎡程度配置してください。 (ウ) 人工芝舗装は、高耐久製品（ポリエチレン製やポリプロピレン製を使用したもの）でクッション性のあるものとし、毛足40mm以上としてください。 (エ) 人工芝舗装の舗装構成は、$t=100\text{mm}$以上の砕石路盤を施し、透水性アスファルト舗装等を実施し、平坦性及び排水性を確保してください。
キ. デッキスペース	(ア) 様々な人が適切な距離感の中で快適に居心地よく滞在できる空間としてください。 (イ) デッキ材は、再生木材（床板は無垢材、大引き、根太はZAM材（高耐食鋼鉄））もしくは防腐・防蟻処理を施した兵庫県産桧一級材（JIS A 9002 加圧式注入を施し、JAS規格 K4 浸潤の品質を満たし、木材防腐・防蟻性能10年保証付）を使用してください。 (ウ) デッキスペースには、夜間演出のため、植栽地際やベンチ等に演出照明等を設置し、景観性に配慮してください。 (エ) デッキスペースは、高低差を活かし、多くの方が座れるスペースとしてください。また、平坦な箇所についても、縁台、ベンチスペースを設けるなど、居心地が良く、座りたくなるような利用環境を整備してください。 (オ) 日陰・憩いの場となるデッキスペースを440㎡以上、公募対象公園施設に併設するデッキスペースを250㎡以上設けてください。 (カ) 床構造は土間コンクリート（100-100）を施工し、鋼製束（支持脚）、大引き、根太（ZAM材等）を設置する構造としてください。
ク. 大芝生広場	(ア) 既存樹を活かしつつ、開放的で、憩い空間や賑わい創出（イベント利用）に寄与する美しい芝生広場としてください。 (イ) 大芝生広場は排水性向上のため、暗渠管等の排水対策を設置してください。 (ウ) 大芝生広場に設ける散水設備は、ポップアップスプリンクラーによる自動灌水とし、維持管理の手間軽減、管理レベルの向上に資する設備を設置してください。 (エ) 大芝生広場の芝生は、雑草抑制や刈込頻度等の維持管理手間の軽減や美観を考慮して「改良型ノシバ＝エルトロ」（同等品以上）としてく

	ださい。 (オ) 芝生植栽基盤は有効土層厚を 300 mm確保し、上層の 200 mmについてはパーライト 20%、バーク堆肥 10%以上を配合した土壌改良を実施してください。 (カ) 大芝生広場内に位置する東車塚古墳については、概ね 2%程度のなだらかな丘を整備して下さい。 (キ) 大芝生広場に設置する設備類（散水設備、暗渠排水等）は、遺構面の情報、設置条件を十分把握した上で、遺構面に影響の少ないものとしてください。なお、遺構面に大きく影響する場合は、本発掘調査が必要となります。（事業者負担） (ク) 広場の面積は合計で 5,000 m²程度としてください。
ケ. 既存樹を活かした 緑陰空間・公園 植栽	(ア) 既存樹を活用した緑陰空間を整備して下さい。保存候補樹木は市民アンケート結果を踏まえ設定した樹木であることから、極力保存することを基本としますが、各種の利用形態等を踏まえて、やむを得ず伐採を計画する場合は、伐採の必要性を説明できる資料等を作成したうえで、伐採することが可能です。 (イ) 自然豊かな緑陰空間で、テイクアウトしたコーヒーなどを楽しめる、憩い・癒し空間としてください。また、来園者にとって、快適で見通しが良く、防犯性に配慮した環境としてください。 (ウ) 十分な植栽スペースを確保し、みどり豊かな空間の創出に配慮してください。 (エ) 新たな樹木や草花の植栽にあたっては、周辺の景観と調和した樹種、配置などに配慮してください。 (オ) 十分な植栽スペースを確保し、緑豊かな空間の創出に配慮してください。 (カ) 既存樹を活かした緑陰空間では芝生（ノシバ同等品以上）を植栽し、芝生植栽基盤として有効土層厚を 300 mm確保し、上層の 200 mmについてはパーライト 20%、バーク堆肥 10%以上を配合した土壌改良を実施してください。 (キ) 桜並木に用いる樹種は、ジンダイアケボノ（ソメイヨシノの後継品種として代表的な品種）とし、病虫害に強く、維持管理の手間を軽減する品種としてください。 (ク) ジンダイアケボノの樹高は H=5m以上としてください。また、将来の枝張りを考慮した植栽間隔を 10m程度確保し、40 本以上植樹してください。 (ケ) メイン園路の桜並木に配慮し、四季を感じることでできる多種多様な樹木を植栽するなど、本公園の気象的環境条件及び土地的環境条件を考慮し、適切な花木を植えてください。 (コ) 新たに中高木を植栽する場合は、枝張り・植栽密度などを考慮して計画してください。 (サ) 植栽に用いる品種については、人に有害な毒性を持つ毛虫等が繁殖しないような樹種を選定するなど、維持管理に配慮した植栽を整備してください。 (シ) 全ての植栽に樹名板を設置してください。群生及び列植するなど付

	近に同じ種類の樹木がある場合は 1 箇所に設置することを可能とします。 (ス) 地域活動団体等による自然体験プログラム等の活動が可能な空間としてください。 (セ) 各エントランス広場等の周囲には、花壇スペースを設け、公園のイメージアップ等に繋がる整備としてください。 (ソ) サブエントランスの花壇は、地元協働の場として花壇整備を実施してください。 (タ) 既存の梅林については、生育不良のある樹木が多い状況のため、間引きや部分的な新植により、梅林を保全・再生してください。 (チ) 花壇は合計 100 m²以上確保してください。 (ツ) 低木は、合計 400 m²以上確保してください。
コ. 灌水設備	(ア) 大芝生広場は、維持管理の手間も考慮し、ポップアップスプリンクラーによる自動灌水設備（貯水タンク、ポンプ設備、制御盤、電磁弁含む）を導入してください。 (イ) 大芝生広場以外の芝生広場では、散水栓を利用し人力灌水設備（ホース散水や簡易なスプリンクラーによる灌水）を整備してください。なお、ポップアップスプリンクラーによる自動灌水設備の設置も可能です。 (ウ) 花壇、低木植栽、地被類植栽では、ドリップチューブによる自動灌水設備（電磁弁含む）を整備してください。 (エ) 下水道料金の削減のため加古川市上下水道局と協議し、子メーターを設置してください。（特にポップアップスプリンクラー設置時）
サ. 園路・広場	(ア) 不特定かつ多数の者、高齢者や障がい者、こども連れなどが利用することを想定し、適正な幅員や勾配等を確保し、バリアフリーに対応した園路・広場を整備してください。 (イ) 公園内施設の動線に配慮してください。 (ウ) 災害時における避難・救援等の経路を確保するため、公園区域外からの歩行者や車両の進入に配慮してください。 (エ) 管理車両や緊急車両の通行を想定し、通行の可能性のある部分は、幅員、歩行者の安全、舗装仕様、断面構成等に配慮した計画としてください。 (オ) 園路舗装は、歩行性、透水性、保水性、すべり抵抗、経済性、景観性等の観点から判断した舗装としてください。 (カ) 園路に水が溜まらないよう、適切な排水処理を行ってください。平常時は公園管理車両以外の車両が侵入できないような対策をとってください。 (キ) メイン園路の幅員、線形は資料 3「基本計画図」のとおりとし、位置・形状を固定します。なお、メイン園路の整備は、令和 6 年度及び令和 7 年度に本市が整備することとし、路盤の施工まで実施する予定です。詳しい整備内容については、資料を希望する事業者に設計図を提供します。 (ク) メイン園路は、災害時において重車両の通行を想定しており、緊急車両の乗入れ部（交通区分 IL3（最大積載量 6.5 トン以上の管理用車両や

	消防自動車乗入れ)、交通量区分N1)を考慮した透水性ブロック舗装としてください。舗装構成は、透水性ブロック 80mm、敷砂 20mm、ジオテキスタイル、路盤 150mm (園路両端に導水管)、フィルター層 50mm としてください。(路盤までは(キ)に記載の工事で施工予定) (ケ) 第1期整備エリアの外周部には園内の維持管理を考慮し、管理用園路として、管理用車両が通行可能な幅員 3m以上の園路を整備してください。 (コ) 大芝生広場内や大芝生広場に沿って配置する園路は、人の動線に配慮するとともに、イベントのしやすさ(キッチンカーの乗入れ)や維持管理のしやすさに配慮し、適宜配置してください。 (サ) 管理用車両やキッチンカーなどの車両走行を想定される園路では、T-6仕様の舗装構成としてください。 (シ) メインエントランスは、日岡山公園の新たな顔として、美しく風格のあるエントランス空間としてください。 (ス) メインエントランス内に設置する建物、デッキ及び植栽等はライトアップにより魅力的な夜間景観を演出してください。 (セ) メインエントランスの形状は資料3「基本計画図」に示す範囲に収めてください。なおメインエントランスの形状などデザインを制限するものではありません。 (ソ) メインエントランスは災害時において重車両の通行を想定しており、緊急車両の乗入れ部(交通区分IL3(最大積載量6.5トン以上の管理用車両や消防自動車乗入れ)、交通量区分N1)を考慮した透水性の舗装材としてください。舗装構成は、透水性ブロック 80mm、敷砂 20mm、ジオテキスタイル、路盤 320mm、フィルター層 50mm を想定しています。 (タ) メインエントランスの南側には、マルシェ等のイベントが開催可能なスペースを確保してください。(みち広場ゾーン) (チ) サブエントランスは 600 m²程度としてください。サブエントランスは重車両の通行を想定しており、緊急車両の乗入れ部(交通区分IL3(最大積載量6.5トン以上の管理用車両や消防自動車乗入れ)、交通量区分N1)を考慮した透水性ブロック舗装としてください。舗装構成は(ク)に準じてください。 (ツ) DB対象施設の提案可能区域外の園路(市民プール前や西車塚古墳周辺園路)との擦りつけ区間の整備について、本市と協議し施工してください。 (テ) 特定公園施設として整備する屋根の下は、人工芝等を配置し、屋根を有効的に利用できるよう整備してください。
シ. 休憩施設 (パーゴラ、ベンチ類)	(ア) シェルター2棟以上、パーゴラ3棟以上(1棟あたり18 m²程度)、デザインベンチ5基以上、縁台9基以上、ベンチ37基以上(W2000程度のもの)、現場打コンクリートベンチ5箇所以上、テーブル12基以上を配置してください。 (イ) 自然豊かな緑陰空間で居心地の良さに十分に配慮し、プレイスメイ

	キングの「座り場」・「陰り場」を意識した、ベンチ・シェルター・パーゴラなどの休憩施設を適切に配置してください。 (ウ) 休憩施設の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れたものにしてください。 (エ) 芝生広場や園路沿いに設置するベンチの一部では、ソファ型ベンチ、円形、楕円形のベンチ、縁台等、座ってみたくなるようなデザインベンチとし、周囲の建築物、デッキスペース等の公園景観に調和するものとしてください。 (オ) 休憩施設のデザインは、公募対象公園施設や特定公園施設、DB 対象施設など、第 1 期整備エリア全体のデザイン・質感を統一させてください。 (カ) 噴水周囲には、日陰での親の見守り空間・荷物置き場・子供の着替えなど、噴水利用に十分配慮した休憩施設を設置してください。 (キ) 遊具の周囲には、保護者の見守り空間のため、緑陰空間や休憩施設等を設置してください。 (ク) 伐採樹木を利用したベンチなどの追加提案を期待しています。
ス. 手洗い場	(ア) 遊具広場や噴水広場、芝生広場、散歩利用等での手洗いが必要な場所に手足洗い場 2 基以上、立水栓 4 基以上を整備してください。 (イ) 適切な凍結防止対策を実施してください。 (ウ) バリアフリーに対応した施設としてください。
セ. 案内板・誘導サイン	(ア) メインエントランス及びサブエントランスに園名サインを設置してください。園名サインは日岡山公園の顔に相応しいデザインにしてください。 (イ) 総合案内サインを移設も含め 3 基以上設置してください。 (ウ) 東車塚古墳、西車塚古墳、南大塚古墳の歴史解説サインを設置してください。(記載する内容については、加古川市教育委員会 文化財調査研究センターと協議してください) (エ) 各広場の名称を示す名板を設置してください。 (オ) 公園利用に関する注意看板を適切に配置してください。 (カ) 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した注意看板を適切に配置してください。 (キ) 誘導 (矢羽根) サインを適切に配置してください。
ソ. 受電設備	(ア) 既存電柱「西之山 45」及び「大野 55E11」より低圧引込を行い、地下配線にてサービスセンター脇に設置する屋外分電盤及びみどりの管理事務所前に設置する屋外分電盤まで接続してください。なお、高圧引込とすることも可能です。資料 4 (修正版)「インフラに関する図面」を参照してください。 (イ) 屋外分電盤はサービスセンターの他、トイレ棟、噴水施設、公園照明、イベントコンセント盤など DB 事業にて新設する公園施設の他、子供の広場やいこいの広場周辺の既存照明施設の使用電力量を見込んだ計画としてください。 (ウ) 分電盤は全回路漏電・遮断ができる分岐ブレーカーを採用し、系統毎に行先を表示してください。

	(エ) 使用するケーブル・電線は、環境に配慮したエコ電線・エコケーブルとしてください（盤内配線含む）。また、電灯回路等の EM-EEF ケーブル配線や IE 電線のアース線は、緑色を使用してください。 (オ) 屋外における分電盤、制御盤等はステンレス製・屋外型としてください。 (カ) 重要な設備には避雷対策を行ってください。
タ. 照明灯・ コンセント盤	(ア) 公園園地部の主要な箇所（建物、トイレ、噴水広場、遊具広場）から第1駐車場までの経路上の主要な園路においては、「JIS Z 9110：照明基準総則」のうち、「歩行者交通、屋外、少ない 平均照度 5 ルクス以上」を確保するよう、公園照明灯を配置してください。 (イ) 建物入口周囲等、利用者が多く通行するような箇所には照明灯を設置し、暗がりが発生しないものとしてください。 (ウ) 照明灯は、系統毎に時限設定ができる仕様としてください。 (エ) 照明灯は LED 照明としてください。 (オ) デッキスペースや高木植栽周囲には、夜間演出用のライトアップ照明（ライン照明等）を設置し、夜間の景観性の向上のための整備を行ってください。 (カ) 埋設管は、FEP管とし、埋設深は、GL-60cmとしてください。また、埋設位置の上部には埋設表示シートを設置してください。クッション材として配管の上下に 50mmのスクリーニングスを設置してください。地表面にはプラ杭や金属鋲などで経路を表示してください。 (キ) 各種イベントに対応できるよう、メイン園路、メインエントランス、園路沿いに、コンセント盤を設置してください。 (ク) ハンドホールを適宜（電線管 30m間隔）設置してください。通行する車両の重量を踏まえた耐荷重としてください。
チ. 防犯カメラ	(ア) 防犯カメラは、サービスセンターのモニターで撮影状況がリアルタイムで確認できるシステムを構築してください（モニター、ネットワークディスクレコーダー含む）。 (イ) 防犯カメラは、利用者が集中する建物周囲、噴水、トイレ、大型複合遊具、空気膜構造遊具、メインエントランス等の主要な箇所に 10 か所以上配置してください。 (ウ) 防犯カメラは、夜間でも撮影可能なものとし、画素数がフル HD 以上としてください。また、24 時間録画可能（録画日数 14 日間以上）としてください。 (エ) サービスセンターと有線接続とし、ネットワークカメラとしてください。 (オ) 重要な設備には避雷対策を行ってください。
ツ. Wi-Fi 設備	(ア) メインエントランス周囲、みち広場ゾーンで利用できる Wi-Fi 設備を設置してください。

テ. 放送設備	(ア) メインエントランス、サブエントランス、遊具広場、大芝生広場、メイン園路中間位置等の利用者が集中する箇所に、エリアで 75db が確保できるようにスピーカーを設置してください。 (イ) スピーカーは、サービスセンターから一斉放送、放送箇所の切り替えができるようなシステムを構築してください。 (ウ) 重要な設備には避雷対策を行ってください。
ト. 防災施設 (ソーラー照明)	(ア) ソーラー照明灯を災害時の避難経路を踏まえつつ、メインエントランス及びサブエントランス、主要な動線の交差部等に 5 基以上設置してください。 (イ) ソーラー照明灯は非常電源機能付きとし、災害時の非常電源として AC100V が使用可能なものとしてください。(最大 50VA (50W・0.5A) 時の使用可能時間が約 13 時間のもの)
ナ. 階段	(ア) 第 1 期整備エリアからいこいの広場への動線として、既存階段の改修(撤去・新設)を実施してください。 (イ) 階段の設置位置は、第 1 期整備エリアからいこいの広場までの移動動線を考慮し、適切な位置に設置してください。
ニ. 給水設備	(ア) 資料 4「インフラに関する図面」を参考に、水道本管から分岐し、φ75 以上の給水管をサービスセンター付近まで敷設してください。 (イ) サービスセンター付近に量水器(口径φ40)を設置してください。 (ウ) 本市が実施するメイン園路整備工事の提供資料(詳しくは、公募設置等指針「第 3 章 2 (3) 関係資料の提供」を参照してください。)を参考とし、上記(イ)の量水器及び、現 3 号トイレ付近に位置する量水器(口径φ40)により、第 1 期整備エリアの給水を賄ってください。 (エ) 維持管理面を考慮し、適切に散水栓を設置してください。 (オ) 給水管の幹線となるルートについては、系統毎に止水栓を設け、漏水時における影響が最小限になるよう配置してください。 (カ) 給水設備の設計においては、「給水装置工事施行基準」を基に、給水管の規格、口径、器具配置等を設定しており、同様の考え方で設計してください。 (キ) 給水管の規格は、φ13~50mm では HIVP(耐衝撃性塩化ビニル管)、75mm 以上は DCIP-GX 管(ダクタイル鋳鉄管)を用いるものとし、配管の上下 100mm にはクッション材としてスクリーニングス(砂基礎)を施工してください。 (ク) 給水管の埋設深は、GL-60cm とし、埋設位置の上部には埋設表示シート(W150、ダブル、水抜き穴無し)を設置してください。 (ケ) 埋設ルート上の分岐位置には、埋設ピンを設置してください。(舗装内: 金属製ピンタイプ、植栽帯内: 樹脂製杭タイプなど) (コ) 通行する車両の重量を踏まえた耐荷重としてください。
ヌ. 雨水排水設備	(ア) 雨水排水の流下方向は、資料 4「インフラに関する図面」に従ってください。 (イ) 雨水排水設備は、道路土工要綱や加古川市開発事業の調整等に関する条例に従い流下能力の検討を実施してください。 (ウ) 通行する車両の重量を踏まえ、耐荷重を設定してください。

	(エ) グレーチングを設置する場合は、細目・滑り止め・盗難防止付きとしてください。 (オ) 集水柵を設置する場合は、落ち葉が管内に入らないようにしてください。 (カ) メインエントランスやサブエントランス、主要な動線など、特に人が集まるエリア内での雨水排水設備は、特に景観に配慮した製品を選定してください。 (キ) 芝生広場に設置する暗渠排水管は、高密度ポリエチレン管（有孔管・ダブル構造）等とし、幹線φ150 mm以上、枝線φ100 mm以上としてください。また、暗渠管の周囲に t=100 mm以上単粒碎石層を施工し、透水シートも併せて施工してください。
ネ. 汚水排水設備	(ア) 資料4「インフラに関する図面」を参照し、既存の污水管に排水してください。 (イ) 現3号トイレ前の既設污水管については、令和7年度に本市にて管更生工事を実施予定です。 (ウ) 汚水排水設備は、通行する車両の重量を踏まえ、耐荷重を設定してください。
ノ. バックヤード	(ア) 植栽管理など、維持管理に必要な倉庫を設置してください。 (イ) 倉庫に付随して、維持管理用車両の駐車スペース及び剪定枝置き場などのスペースを設置してください。 (ウ) バックヤードの設置位置は、DB事業提案範囲を超えて、提案することが可能です。本市と協議により設置位置を決定します。
ハ. 仮設工	(ア) 安全に施工するため、施工範囲に応じて適宜交通誘導員を配置してください。

第7章 設計業務に関する業務仕様

1 特定公園施設に関する設計業務仕様

(1) 基本的な考え方

- ア 特定公園施設の設計業務については、基本設計業務及び実施設計業務を行ってください。
- イ 設計業務着手時に、本市の「設計委託業務に係る提出書類」を活用し、業務工程表、業務実施体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告方法を含む必要事項を記載した業務計画書を提出して本市の承諾を得てください。
- ウ 特定公園施設の設計に必要な各種調査を行い、関係法令等に基づいて、業務を実施してください。
- エ 本市は、設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとします。

(2) 業務期間

基本設計・実施設計のチェック・修正期間を十分に考慮してください。

(3) 業務実施体制

- ア 業務の主要な区切りにおいて、本市と設計協議を行ってください。また、協議内容について相互に確認を行うため、書面に記録を取りまとめてください。
- イ 設計協議は、業務着手時・中間協議・成果品納品時とします。中間協議の日程は本市との協議によって決定します。
- ウ 設計協議には、プロジェクトマネジメントを担当する企業（指定管理業務担当企業）、認定計画提出者、特定公園施設を設計する企業が参加してください。

(4) 各種申請業務

- ア 事業スケジュールに支障がないよう、建築確認申請や構造計算適合性判定等の建築工事に伴う各種手続きを実施してください。
- イ 各業務の実施に必要な各種申請等の手続きを実施し、関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、打合せ議事録や各種許認可等の書類の写しを本市に提出してください。

(5) 基本設計業務

- ア 建築物に係る基本設計業務の内容は以下の設計を実施してください。
 - (ア) 建築基本設計
 - (イ) 電気設備基本設計
 - (ウ) 給排水衛生設備基本設計
 - (エ) 空気調和設備基本設計
- イ 設計図等の作成
 - (ア) 「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定」（一般社団法人公共建築協会）に示す、基本設計に関する標準業務の成果図書を作成してください。
 - (イ) 設計原図の大きさは、原則A3版とします。
 - (ウ) 設計図、工事内訳書等は原則として建築・電気設備・機械設備の工事区分毎に作成してください。

(6) 実施設計業務

ア 建築物に係る実施設計業務の内容は以下の設計を実施してください。

- (ア) 建築（意匠）実施設計
- (イ) 建築（構造）実施設計
- (ウ) 電気設備実施設計
- (エ) 機械設備実施設計

イ 設計図等の作成

(ア) 「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定」（一般社団法人公共建築協会）
に示す、実施設計に関する標準業務の成果図書を作成してください。

(イ) 設計図、工事内訳書等は原則として建築・擁壁・電気設備・機械設備の工事区分毎
に作成してください。

(ウ) 数量積算書

- a 数量は、できる限り工種、部位、面等を数量書毎に明記し、第3者でも容易に判読
できるようにすること。
- b 最終集計表は、数量内訳書をまとめていくうえで極めて重要であり、関連する工種
の数量差異がないか点検したうえで提出すること。

(エ) 構造計算（全ての建築物、小規模建築物含む）

(オ) モデル建物法による B E I m 値算定書又は標準入力法による BEI 値算定書

(カ) 内訳書データ RIBC2 内訳書ファイル

(キ) 設計数量根拠表及び見積書等の積算資料

(ク) 国土交通省「営繕工事積算チェックマニュアル（各工事分）」

(ケ) 完成予想図（透視図：外観2面、内観2面 計4面程度）

(コ) 各種関係法令一覧表及び図式資料

(サ) 機器選定計算書

(シ) 選定機器仕様書（外形図、能力表）

2 DB 対象施設に関する設計業務仕様

(1) 基本的な考え方

ア 表-2 に示す区分 A のうち、サービスセンターやトイレ棟など、建築物に係る設計業務
については、基本設計業務及び実施設計業務を行ってください。

イ DB 対象施設のうち、建築物を除く公園施設（表-3 に示す区分 B）については、実施
設計業務を行ってください。なお、実施設計業務の実施にあたり、本市から提供する実
施設計成果を使用することも可能です。

ウ 設計業務着手時に、本市の「設計委託業務に係る提出書類」を活用し、業務工程表、
業務実施体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告方法を含む必要事項を記載した業
務計画書を提出して本市の承諾を得てください。

エ DB 対象施設の整備に必要となる各種調査を行い、関係法令等に基づいて、業務を実施
してください。

オ 上下水道、電力、通信等の供給処理施設の状況について、設計に必要な範囲で調査を行い、必要に応じて関係機関との打ち合わせを行い、本市に報告してください。

カ 本市は、設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとします。

(2) 業務期間

ア 設計業務の期間は、開園日に遅れることがないように、建設業務に係る期間を考慮したうえで、適切に期間を設定してください。

イ 基本設計、実施設計の完了後、設計成果物に基づく建設業務について本市の承諾を受けてから、工事着手となります。基本設計・実施設計のチェック・修正期間を十分に考慮してください。

ウ 設計の工程について、本市と協議を行ってください。

エ DB 対象施設の建設費について、設計期間中に本市と十分に協議し、合意内容を反映した設計成果物を提出してください。

(3) 業務実施体制

ア 公募設置等指針「第 3 章 1 (2) 参加資格」の要件を満たす設計業務の管理技術者を配置するとともに、本業務が確実に遂行できる組織体制を整備し、設計業務着手前に以下の書類を提出してください。なお、提出様式は「設計委託業務に係る提出書類」を活用してください。

(ア) 業務着手届

(イ) 管理技術者届

(ウ) 管理技術者経歴書

(エ) 照査技術者届

(オ) 照査技術者経歴書

(カ) その他本市が必要とするもの

イ 設計業務の進捗管理を行い、本市に対して定期的に報告を行ってください。

ウ 業務の主要な区切りにおいて、本市と設計協議を行ってください。また、協議内容について相互に確認を行うため、書面に記録を取りまとめてください。

エ 設計協議は、業務着手時・中間協議・成果品納品時とします。中間協議の日程は本市との協議によって決定します。

オ 設計協議には、プロジェクトマネジメントを担当する企業（指定管理業務担当企業）、DB 対象施設の設計・工事監理を担当する企業、DB 対象施設の建設を担当する企業が参加してください。

カ 照査技術者は次の各号のいずれかに該当する者を配置してください。また、設計業務における管理技術者と兼務することはできません。設計業務着手前に、照査技術者届を提出してください。

(ア) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による二次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(イ) 技術士法による二次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を建設一都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(ウ) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの規定による認定を、造園部門又は都市計画及び地方計画部門で受け、同規程による登録を受けている者。

(エ) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験のうち、専門技術部門を造園部門又は都市計画及び地方計画部門とするものに合格し、一般社団法人建設コンサルタント協会に備える RCCM 登録簿に登録され、登録証書の交付を受けている者。

(4) 各種申請業務

ア 事業スケジュールに支障がないよう、計画通知（本公園内における既存建築物の適合性判定も含みます）や構造計算適合性判定等の建築工事に伴う各種手続きを実施してください。

イ 各業務の実施に必要な各種申請等の手続きを実施し、関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、打合せ議事録や各種許認可等の書類の写しを本市に提出してください。

(5) 基本設計業務（建築物のみ）

ア 建築物に係る基本設計業務の内容は以下の設計を実施してください。

(ア) 建築基本設計

(イ) 電気設備基本設計

(ウ) 給排水衛生設備基本設計

(エ) 空気調和設備基本設計

イ 設計図等の作成

(ア) 「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定」（一般社団法人公共建築協会）に示す、基本設計に関する標準業務の成果図書を作成してください。

(イ) 設計原図の大きさは、原則 A 3 版とします。

(ウ) 設計図、工事内訳書等は原則として建築・電気設備・機械設備の工事区分毎に作成してください。

(6) 実施設計業務

ア 建築物に係る実施設計業務の内容は以下の設計を実施してください。

(ア) 建築（意匠）実施設計

(イ) 建築（構造）実施設計

(ウ) 電気設備実施設計

(エ) 機械設備実施設計

イ 設計図等の作成

(ア) 「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定」（一般社団法人公共建築協会）に示す、実施設計に関する標準業務の成果図書を作成してください。

(イ) 設計図、工事内訳書等は原則として建築・擁壁・電気設備・機械設備の工事区分毎に作成してください。

(ウ) 数量積算書

- a 数量は、できる限り工種、部位、面等を数量書毎に明記し、第3者でも容易に判読できるようにすること。
- b 最終集計表は、数量内訳書をまとめていくうえで極めて重要であり、関連する工種の数量差異がないか点検したうえで提出すること。
- (エ) 構造計算（全ての建築物、小規模建築物含む）
- (オ) モデル建物法による BEIm 値算定書又は標準入力法による BEI 値算定書
（建築物省エネルギー性能表示制度（BELS 等）に基づく評価・申請手続き等含む）
- (カ) 内訳書データ RIBC2 内訳書ファイル
- (キ) 設計数量根拠表及び見積書等の積算資料
- (ク) 国土交通省「営繕工事積算チェックマニュアル（各工事分）」
- (ケ) 完成予想図（透視図：外観2面、内観2面 計4面程度）
- (コ) 各種関係法令一覧表及び図式資料
- (サ) 機器選定計算書
- (シ) 選定機器仕様書（外形図、能力表）
- ウ 建築物を除く公園実施設計業務は以下の業務を実施してください。
 - (ア) 実施設計図の作成
実施設計図の作成は、本市との協議により決定した内容で、工事を実施するために必要な各図面、仕様書等をまとめてください。
 - a 実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成
 - b 割付平面図の作成
 - c 造成平面図の作成
 - d 施設平面図の作成
 - e 植栽平面図の作成
 - f 供給処理設備平面図の作成
 - g 撤去平面図の作成
 - ※以上の各平面図は縮尺 1/200～1/500 とし、必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成してください
 - h 造成断面図の作成（縮尺 1/50～1/200 とし、必要に応じて園路縦断面図や排水縦断面図を作成）
 - i 各種施設の構造図の作成（縮尺 1/10～1/50 とし、必要に応じて図面特記事項を付記）
 - (イ) 数量計算
図面及び工事仕様書に基づき工種別の施工数量、及びそれに必要な材料、数量を計算する設計数量計算と、必要に応じ応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認してください。
 - a 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
 - b 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算
 - (ウ) 実施設計説明書の作成
検討資料を取りまとめた報告書を作成してください。

(エ) 照査

実施設計の内容について、以下の項目について照査を行い、照査報告書として提出してください。

- a 基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
- b 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- c 成果品の内容の適正照査

(7) 設計に係る書類の提出

設計業務の完了時に、次の書類を成果品として提出し、本市の完成検査を受検してください。

- ア 報告書 A4 サイズファイル綴じ 2 部
- イ 設計図
- ウ 設計説明書
- エ 各種数量計算書（数量総括含む）
- オ 構造計算書
- カ 照査報告書
- キ 鳥瞰図 1 枚、透視図 4 枚
- ク 工事費積算内訳書（数量総括レベル）
- ケ 見積書等（上記積算内訳書の根拠資料）
- コ 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- サ 電子データ（上記全ての資料、及び CAD データ）
- シ 図面縮小版（A3 サイズ、背張り製本） 10 部
- ス その他市が必要とするもの

第8章 DB対象施設の建設工事に関する仕様

1 仕様書の適用

- (1) 当該工事の契約書、設計図書、最新の兵庫県土木請負工事必携、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、公共建築物工事標準仕様書、小型構造物標準図集、道路構造令、示方書仕様書、指針等各図書に準拠するとともに、施工計画書、工事指示書のほか、この仕様により施工してください。
- (2) 仕様書及び設計図書に明記なき事項並びに本工事に関して質疑を生じた場合は、本市監督員と協議のうえ、その指示に従うものとします。
- (3) 協議は必ず文書で行ってください。
- (4) 第1項の兵庫県土木請負工事必携本文中の「兵庫県土木整備部の施行する土木工事に適用する。」とある旨を「加古川市の施行する土木工事に適用する。」と読みかえるものとします。
- (5) 第1項の各図書は必ず工事現場に常備し、熟読してください。

2 特記事項

- (1) DB 対象施設の建設担当企業は、設計内容を確認のうえ、「工事請負にかかる提出書類（土木・建築）」に基づき、必要書類を速やかに監督員に提出してください。
- (2) 工事着手にあたっては、本市監督員と現地立会のもとに施工位置を確認のうえ、着手してください。
- (3) DB 対象施設の建設担当企業は、工事实施のため関係行政機関その他に諸手続きを必要とするときは、監督員と打合せのうえ、迅速に処理をしてください。
- (4) DB 対象施設の建設担当企業は、関係行政機関その他に対する交渉が必要なとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議してください。
- (5) DB 対象施設の建設担当企業は、工事の一部を他の者に請け負わす場合には、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、下請負者決定後速やかに監督員に提出してください。
- (6) 施工体系図には、元請並びに全ての下請契約について、工事内容、DB 対象施設の建設担当企業、工期、主任技術者（監理技術者）の氏名等を記載してください。
- (7) 施工体制台帳及び施工体系図については、一次下請負人となる警備会社も記載してください。
- (8) 当該工事に関する上下水道管、電気等の地下埋設は、工事着手前に資料4「インフラに関する図面」に基づき詳細な調査を行った後、工事に着手してください。地下埋設物が複雑な場合においては、手掘りにて試掘を行って埋設状況を明確にしてください。なお、これらの調査、試掘は DB 対象施設の建設担当企業が実施するものとし、これらに要する費用についても DB 対象施設の建設担当企業の負担とします。
- (9) DB 対象施設の建設担当企業は、本工事に関する技術管理担当者を定め、その氏名を書面により本市に通知してください。技術管理担当者を変更したときも同様とします。
- (10) 主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、前項の技術管理担当者を兼ねることができます。

- (11) 監理技術者等は、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、本工事に専任で配置することとし、本工事が完了するまで変更することを認めません。
- (12) DB 対象施設の建設担当企業は、現場代理人、監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用してください。
- (13) 技術管理担当者は、次に掲げる技術管理を実施してください。ただし、工事の進捗に伴い必要な事項が生じた場合には、次の各号に追加することがあります。
- ア 出来形管理による出来形管理図、展開図等の作成
 - イ 品質管理基準に基づく品質管理
 - ウ 写真管理
 - エ 工程表による工程管理
 - オ 各施工承認図の提出
 - カ 以上のほか本市監督員から指示があったもの
- (14) 技術管理担当者は、土木工事施工管理基準や公共建築工事標準仕様書に基づき、工事の施工の順序に従い工事写真、出来形管理図及び出来形展開図を作成し、監督員に提出してください。
- (15) 技術管理担当者は、土木工事施工管理基準や公共建築工事標準仕様書に定めるところにより、同基準内の試験実施必要項目にあつては、測定又は試験を行い、管理図又は結果表を作成し、監督員に提出してください。
- (16) 技術管理担当者は、前条の管理図又は試験値が著しく偏向している場合、又はバラツキが大きい場合、若しくは、所定の範囲に適合しない場合には、その原因を究明し、施工計画の見直し等の措置を講ずるとともに、その結果を監督員に報告してください。なお、工事の手直し、補強等の必要がある場合には監督員の指示に従ってください。
- (17) 工事写真は、原則としてカラー、サービス版とし、工事着手前、施工中（品質管理写真を含む）及び完成後におけるそれぞれの写真を撮影してください。なお、工事写真は1部提出してください。
- (18) 中間検査、出来高検査については、各工種の種目毎に出来高の検認を受けるため、必要な写真撮影を行い、アルバムに整理して監督員に提出してください。
- (19) 工事写真の黒板には設計値と実測値を記入してください。
- (20) 敷均し、締め固めの厚さや幅、長さは特に念入りに写真撮影してください（全般に写真は詳細にとってください）。スケールの目盛りは必ず読み取れるように工夫してください。また、広範囲の工事写真は必ず全景とアップをスケール入りで写真撮影を行ってください。
- (21) 水中又は地中に埋没する工事、その他完成後、明視することができない工事の施工箇所については、技術管理担当者は、原則として監督員の立会を求め、測定及び工事写真の撮影を行ってください。
- (22) 技術管理担当者は、各種の種目毎にネットワーク方式またはバーチャート方式による工程表を作成し、監督員に提出するとともに、工程の完全な遂行を図ってください。

- (23) 災害その他の事情により、工事が遅延する恐れのある場合には、技術管理担当者は直ちにその理由、原因を監督員に報告し、工程計画の修正を行うとともに、進捗度の回復に努めてください。
- (24) DB 対象施設の建設担当企業は、工事着手の相当前に工事予告看板を立て、事前に工事の周知を行ってください。
- (25) 工事の施工に伴い、公園利用者及び車両等の通行の安全を図るため、各要所に誘導員を配置するなど適切な処理を行うものとし、工事施工上、事故のないように十分留意してください。（配置計画、日数等について十分検討を行い、計画書を作成するとともに警備日報を整理のうえ、監督員の指示に従い提出してください。）
- (26) 工事施工期間中は、工事箇所については、適切な仮囲いを行い、夜間については、事故を未然に防止するため赤色灯を配し、起終点にはそれぞれ回転灯を設置してください。
- (27) 上記保安施設については、交通管理施設設置図面を作成のうえ、監督員に提出して承認を受けてください。
- (28) 工事現場における安全対策を増進するため、全作業員を対象に、工事期間中月 1 回（半日）以上、安全教育・研修訓練を行ってください。
- (29) 安全管理で設置した各施設の写真撮影を行ってください。
- (30) 交通誘導員については、工事用車両出入口ごとに少なくとも 1 名配置するなど、監督員と協議のうえ配置してください。交通誘導員は「交通誘導員 B」を想定しています。なお、交通誘導員 B の定義は次のとおりとします。
- 交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの。
（以下のいずれかに該当すること）
- ア 警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。
- イ 警備業法における講習会（警備業法第二十三条第三項の講習会）の課程を修了した者。
- ウ 警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験数）が 1 年以上である者。
- (31) 交通誘導員 B を配置する場合は、DB 対象施設の建設担当企業は交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料のいずれかを監督員に提出してください。
- ア 警備員指導教育責任者資格証（写し）
- イ 講習会修了証明書（写し）
- ウ 交通誘導警備検定合格証（写し）
- エ 基本教育及び業務別教育を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し
- (32) 工事施工における敷地境界杭については、柵・杭等により周囲を保護してください。
- (33) 敷地境界杭を移動又は復元するときは、監督員及び利害関係人立会のもとに実施してください。
- (34) 万一、工事により境界杭を破損したときは、速やかに監督員に連絡を行い、指示を受けてください。なお、これらの復元については、市に備えつけの測量成果簿等に基づき

実施するものとします。この場合の測量従事者は、測量士等の有資格者により実施するものとし、これに要する費用は一切 DB 対象施設の建設担当企業の負担とします。

- (35) 工事施工中の境界・施工点の管理は DB 対象施設の建設担当企業にて座標により行ってください。また工事完了後、有資格者による確定測量を実施し、その結果を監督員に報告してください。この結果により監督員の指示が生じた場合は速やかに対処してください。また、これらに関する費用については一切 DB 対象施設の建設担当企業の負担とします。
- (36) 当該工事に使用する材料及び製品（二次製品を含む）については、工事用材料使用承諾書を監督員に提出し、承諾を受けたあとでなければ工事に使用できません。
- (37) 当該工事に使用する工事用材料を現場に搬入したときは、直ちに工事用材料検査書を監督員に提出し、検査合格後、使用してください。
- (38) 当該工事の進捗については、工事日報を作成のうえ、監督員の指示により提出し、検認を受けてください。また、使用材料の納入についても材料検収簿を作成し、その都度、監督員の検認を受けてください。
- (39) DB 対象施設の建設担当企業は、「建設副産物適正処理推進要綱」（建設事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について（建設大臣官房長官技術審議官通達 平成 18 年 6 月 12 日）、建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（大臣官房技術調査課長通達 平成 18 年 6 月 12 日）、建設汚泥処理利用基準について（大臣官房技術調査課長通達 平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ってください。

(40) 提出様式

本工事については、資源の有効な活用の促進に関する法律に基づく再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するものとし、掲示用様式において工事現場の公衆の見やすい場所に掲げてください。

なお、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記載する様式（以下「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」という。）については、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）上の建設リサイクルデータ統合システム（C O B R I S（コブリス））に登録してください。

(41) 提出方法

「再生資源利用【促進】計画書（実施書）」をそれぞれ以下の時期に監督員に提出してください。

ア 工事着工時：「再生資源利用【促進】計画書」・・・1 部（紙媒体）

イ 完了時：「再生資源利用【促進】実施書」・・・1 部（紙及び電子媒体）

なお、1 部は自社で工事完成后 1 年間保管すること。

- (42) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じてください。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定していますが、契約締結時に本市と DB 対象施設の建設担当企業の間で確

認められるものであるため、本市が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。

表-6 分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (撤去工)	その他の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(43) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

DB 対象施設の建設担当企業は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、監督員に提出してください。

なお、DB 対象施設の建設担当企業の選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行いません。

(44) DB 対象施設の建設担当企業は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告してください。

なお、書面は再生資源利用促進計画書（実施書）を兼ねるものとします。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

(45) 産業廃棄物処分については、その処分量が明確にわかるように契約書の写しとともに伝票を監督員に提出してください。また、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、産業廃棄物管理票による場合は D 票、E 票の写しを監督員に提出してください。

ただし、E 票の写しについては、提出が工事完成後となってもやむを得ないものとします。

(46) DB 対象施設の建設担当企業は、「建築副産物適正処理推進要綱」、「再生資源の利用の促進について」、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ってください。

- (47) DB 対象施設の建設担当企業は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出してください。

なお、再生資源利用促進計画書は兵庫県建設リサイクルガイドラインの様式 4-1, 4-2 を準用してください。

- (48) DB 対象施設の建設担当企業は、搬出時に、付近に土砂等をこぼさないように注意し、こぼれた際は、必ず清掃してください。

- (49) 濁水等の適正処理

舗装の切断作業に伴い発生する濁水等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表の分類により、適正に処理してください。

表-7 産業廃棄物の分類

工法 区分	濁水が生じる工法（湿式）	濁水が生じない工法（空冷式等）
排出形態	濁水※1	粉体
産業廃棄物の分類	「汚泥」、含まれる成分によっては、「汚泥+廃アルカリ混合物」 (※1 乾燥させた場合も同様)	「がれき類」※2 (※2 政令市等〔神戸・尼崎・西宮・明石・姫路〕以外における取扱い。政令市等における分類は異なる場合があるため、別途当該市の環境部局に確認のこと

- (50) 濁水が生じる工法での処理方法等

濁水が生じる工法（湿式）を採用する場合は、産業廃棄物の「汚泥」または「汚泥+廃アルカリ混合物」として適正に処理してください。収集・運搬・処理方法は下記ア～ウのとおりとします。

ア 収集方法

以下の収集方法等により、直接現場外に排水することなく、適正に収集してください。なお、これらの方法は指定ではなく、各現場にて適正に収集することが可能な方法で収集してください。

<収集方法（例）>

- ・濁水を収集する機能を有するカッター機械（バキューム式）による収集
- ・工業用掃除機による収集
- ・濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて収集 等

イ 運搬方法

収集した濁水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運搬の基準に従い、適正に処理してください。

ウ 処理方法

収集した濁水は、産業廃棄物の「汚泥」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理してください。

なお、収集した濁水に含まれる成分によっては、産業廃棄物の「廃アルカリ」との混合物に分類される可能性があるため、処理の際には十分注意してください。

また、pH12.5 以上の場合は「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となるので十分注意してください。

「廃アルカリ」や「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となった場合には、その処理方法を監督員と協議の上、適正に処理するものとし、その際に必要となる経費については、設計変更の対象とします。

(51) 濁水が生じない工法での処理方法等

濁水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、収集にあたり吸引装置を併用するなど、粉塵の飛散防止対策を行うとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物の「がれき類」として適正に処理してください。

(52) 運搬車を用いて産業廃棄物の運搬を行う場合は、次の事項を車体の両側面に見やすいように表示してください。

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・許可業者の氏名又は名称
- ・統一許可番号（下6ケタ部分）

(53) 運搬車を用いて産業廃棄物の運搬を行う場合には、当該運搬車に次の書面を備え付けてください。

ア 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）」

(54) 本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用してください。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなします。

ただし、DB 対象施設の建設担当企業の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議のうえ、設計変更してください。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することが出来ない場合であり、DB 対象施設の建設担当企業の都合で調達できない場合は認めれません。

なお、施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督員に提出してください。

表-8 排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハマ、パイプロシマ、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、ホルケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型ホルケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る

(55) 公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用してください。

(56) DB対象施設の建設担当企業は、加熱アスファルト混合物を使用する場合は、以下の資料を提出し承諾を受けてください。

ア アスファルト合材配合統一用紙を提出した合材を使用する場合

アスファルト混合物配合設計総括表を提出してください。

ただし、監督員が必要を認めた場合には、アスファルト混合物設計のバックデータ及び使用材料の試験成績表の資料を提出してください。

イ アスファルト混合物事前審査委員会が認定した合材を使用する場合

事前審査制度認定書（認定書、混合物総括表）の写しを監督員に提出してください。

ウ 上記によらない場合

土木工事共通仕様書第23編 材料編第2章 材料第186節 アスファルトコンクリート一般舗装工によらなければなりません。

(57) アスファルト合材統一用紙を提出した混合物またはアスファルト混合物事前審査制度認定混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書によらず、アスファルト混合物及びその材料に関する品質証明、試験成績表の提出並びに配合設計、試験練りを省略することができます。

(58) 配合統一用紙または事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」の材料及びプラントについては、以下のとおりとします。

表-9 配合統一用紙または事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」の材料及びプラント

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	
				配合統一用紙	事前審査制度認定書
アスファルト舗装	材料	必須	塑性変形輪数	混合所自主管理※1	混合所自主管理※2
			土木施工管理基準「品質管理基準」の全項目	アスファルト混合物配合設計総括表の提出にかえるものとする。	事前審査制度認定書（認定書、混合物総括表）の提出にかえるものとする。
		その他	土木施工管理基準「品質管理基準」の全項目		
	プラント	必須	配合試験	混合所自主管理※1	混合所自主管理※2
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）		
			基準密度の決定	アスファルト混合物配合設計総括表の提出にかえるものとする。	事前審査制度認定書（認定書、混合物総括表）の提出にかえるものとする。

※1 監督員から指示のあった場合は、試験結果を提出するものとする。

※2 監督員から指示のあった場合は、試験結果一覧表提出するものとする

- (59) レディーミクストコンクリートの品質をより一層確保するため、本工事に使用するコンクリート工場の選定にあたっては、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（マル適マーク取得工場）を選定してください。
- (60) DB 対象施設の建設担当企業は、工期を充足する第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書の写しを契約締結時に提出してください。契約締結時に申込書の写しを提出した場合は、後日保険証書の写しを提出してください。なお、保険金額はDB 対象施設の建設担当企業の任意とします。
- (61) 当該工事に係る苦情については、誠意を持って対応するものとし、その処置については監督員に必ず速やかに報告してください。内容について憶測で対応してはならず、監督員の指示を仰ぐか、直接公園緑地課へ連絡してください。
- (62) 工事中踏み荒らした付近地、ダンプトラック等の搬出入による道路面の汚れ、工事材料の道路面への散乱、または路面の損傷が発生したときは、直ちに適切な処置を行ってください。
- (63) 完成出来高については、所定の工期内に完成出来高図を作成し、それぞれの出来高数量を記載のうえ、監督員に提出し、承認を受けてください。
- (64) DB 対象施設の建設担当企業は、法令順守に努めることは元より、別紙－1 及び別紙－2 に掲げる掲示の注意事項及び現場標識表示例に関しては、特に内容熟知の上、受注した工事に関係するものは遺漏なきよう表示してください。
- (65) DB 対象施設の建設担当企業は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事

完成検査合格後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録してください。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が DB 対象施設の建設担当企業に届いた際には、速やかに監督員に提出してください。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとします。

【問い合わせ先】

一般財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）

コリンズ・テクリスセンター コリンズ担当

TEL：0503-493-1871

（9：00～17：00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く））

(66) 以上のほか、下記のとおり指示します。

ア 工事着手前には DB 対象施設の建設担当企業において事前測量を実施すること。また、樹木撤去については、該当樹木について事前に監督員と立会を行ってください。

イ 円滑な施工を行うため、月 2 回程度の現場定例会議を開催する。特定公園施設及び DB 対象施設設計・建設担当企業のほか、代表企業及び公募対象公園施設や特定公園施設を建設する企業など、現場施工状況に応じて出席を求めます。

ウ 作業時間は、概ね 8 時から 17 時までとします。日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休日とします。やむを得ず作業を行う場合は、休日作業願いを本市に提出し承諾を得てください。

エ 花見期間（概ね 3 月末から 4 月中旬まで）については、特に公園利用者が増加するため、土曜日を休工とし、平日作業においても十分注意して施工してください。

オ DB 対象施設の建設担当企業は、必要に応じて地盤調査を実施し、報告書を作成の上、本市に提出してください。

カ 園内における主要な動線については、迂回路を設定してください。

キ 周知の埋蔵文化財包蔵地を施工する場合については、事前に届出を行い、本市及び学芸員の指示に従ってください。

ク 本工事の施工状況に付き工事検査担当が、安全管理や施工体制等の確認を行う場合がある。当該確認の対応については必要に応じて別途、監督員から指示してください。

ケ 建設業退職金共済証紙を手帳に貼付けした写しを提示してください。

コ 変更契約手続きを文書により確実に行うようにするため、工事の変更に際し、文書による指示書、協議書が無いものについては、契約変更の対象としません。

サ 完成検査に伴う修復期間の取り扱いについて、公平性を保つために完成届けが提出された日と工事工期末の差を修復期間に当てる事とし、同日の場合はその日の就業期間内に修復を終る必要がある。検査当日より修復が遅れた場合は遅延工事となり、遅れた日数分に延滞金と指名停止が発生する事になるので注意してください。

シ 工事のイメージアップに努めてください。

ス 現場事務所には、定例会議が開催可能なスペース及び工事監理技術者の事務スペースを確保してください。

セ ハンドホール内のケーブルには、行先、サイズ、用途をアクリルエッチングプレートにて表示してください。

ソ 空調室外機(熱源等含む)等や室内機(FCU,AHU)等、リモコン等に、系統や対応機器が分かるように表示をしてください。室外機においては、完成年・工事業者名・冷媒充填量が分かるように表示をしてください。屋外の表示は耐候性のあるカッティングシートを用い、屋内の表示はテプラ等を用いてください。

第9章 特定公園施設及びDB対象施設に関する工事監理業務仕様

1 仕様書の適用

業務の履行にあたっては、兵庫県「現場技術業務委託共通仕様書」や建築工事監理指針・建築改修工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針など建築関係の工事監理指針（以下「共通仕様書」という。）によるものとします。

2 特記事項

以下、共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとします。

(1) 現場技術員等の資格要件

管理技術者の資格要件は次表のとおりとします。管理技術者及び現場技術員は十分な経験と知識を有していることを前提とします。

表-10 管理技術者の資格要件

職 階	資 格 等
管理技術者 (土木工事)	① 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の総括管理を5年以上継続している者。 ② 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の総括管理を5年以上継続している者。
管理技術者 (建築工事)	① 建築士法による1級建築士の登録があるもの

表-11 現場技術員（十分な経験と知識を有することと判断する一例）

職 階	資 格 等
現場技術員 (土木工事)	① 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ② 2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者。 ③ 大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高等学校卒業後11年以上の実務経験を有する者。
現場技術員 (建築工事)	① 建築士法による1級建築士の登録がある者
現場技術員 (電気設備工事)	① 1級電気施工管理技士の資格を有する者 ② 建築設備士の資格を有する者 ③ 第1種電気工事士の資格を有する者
現場技術員 (機械設備工事)	① 一級管工事施工管理技士の資格を有する者 ② 建築設備士の資格を有する者

(2) 業務の期間

本業務の期間は、建設工事の着手日から工事完了日までとします。

本業務時間は8:00～17:00（昼休憩1時間）とし、土日祝日および年末年始は除くものとします。

(3) 提出書類

- ア 業務着手届
- イ 業務完了届
- ウ 管理技術者届
- エ 現場技術員届
- オ 管理技術者経歴書
- カ 現場技術員経歴書
- キ 業務工程表
- ク 業務実施計画書

(4) 現場技術員の業務

本業務の範囲は、共通仕様書第2001～3002条に規定するとおりとします。なお建築工事に関しては「官庁施設の設計業務等積算基準と業務量の算定」に基づく工事監理に関する標準業務のとおりとします。

なお、建築工事に係る確認・立会時期については、「一般社団法人公共建築協会発刊「施工チェックシート（建築・電気・機械）」」を参考として下さい。

また、共通仕様書第2001～2003条及び第3001～3002条について下記のとおり補足します。

- ア 第 2002 条 1 項二号に示す積算に必要な資料の作成については、平面図、断面図、詳細図等の各種図面及び数量計算書、材料計算書、写真、製品仕様書等を想定しています。
- イ 第 3002 条 1 項一号に示す指示・協議に必要な資料の作成については、平面図、断面図、数量計算書、材料計算書、写真、製品仕様書等を想定しています。詳細は個別に監督員と協議してください。
- ウ 第 3002 条 1 項二号の照合結果については特定公園施設及び DB 対象施設の建設担当企業から提出された資料等に赤字で追記した資料を提出してください。
- エ 第 3002 条 1 項三号については現地の確認及び調査並びに検討を行い、設計図にその旨を記録したものを提出し、工事の進行上、必要となる資料作成について監督員と協議してください。
- オ 第 3002 条 2 項各号を補完するため、毎週金曜日の 16 時までに翌週の立会予定を報告してください。ただし、金曜日が勤務日でない場合、直前の勤務日とします。報告対象の立会は、使用材料検収に係るもの、出来形管理に係るもの、品質管理に係るものを想定しています。
- カ 第 3002 条 2 項各号を補完するため、原則、勤務日の朝に、監督員と協議した定点からの現場の様子を写真撮影し、監督員にメールにて提出してください。また、終業前に当日の現場の施工状況がわかる写真を監督員にメールにて提出してください。画像のサイズは 500 キロバイト程度とします。

(5) 管理技術者の業務

ア 迅速な措置

管理技術者は、本市が定めた監督員の指示に対し、適切な措置を速やかに講じてください。

イ 履行状況把握

管理技術者は、現場技術員から業務の履行状況を書面若しくは口頭で報告を受け、日常的に履行状況の把握に努めてください。

ウ 本市との打合せ

管理技術者は、週1回以上監督員と業務の履行状況等について、打合せを行い、その結果について相互に確認した内容を書面にして監督員に提出してください。

なお、監督員と協議し打合せに代えて書面等により行うことができるものとします。ただし、この場合においても最低月1回以上の打合せを行わなければならないものとします。

(6) 成果品

成果品の提出は次のとおりとします。

ア 業務実施報告書 1式

イ 実施した業務において作成した資料 1式

ウ その他必要な資料 1式

(7) その他

ア 図書等

業務に必要となる、土木工事共通仕様書、県土整備部土木請負工事監督要領別記「土木工事監督技術基準」及びその他現場に必要な専門図書については、特定公園施設及びDB対象施設の工事監理担当企業が用意してください。

イ 自動車

業務に必要な自動車は特定公園施設及びDB対象施設の工事監理担当企業が用意し、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は特定公園施設及びDB対象施設の工事監理担当企業の責で処置してください。

ウ 機器等

業務に必要となる機器等は、特定公園施設及びDB対象施設の工事監理担当企業が準備してください。

エ 情報セキュリティ

業務に使用するパソコン、記録媒体については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう、特定公園施設及びDB対象施設の工事監理担当企業において、厳重に管理すること。また、コンピュータウィルスへの感染がないよう、ウィルスチェックソフト等の必要な措置を特定公園施設及びDB対象施設の工事監理担当企業において実施してください。

契約期間が満了した後は、ハードディスク等のデータは完全に消去してください。情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督員に連絡してください。

- オ 特別なものを除き、事務用品費（A 3 以下のコピー用紙含む）は、特定公園施設及び DB 対象施設の工事監理担当企業において準備してください。
- カ 業務に従事する現場技術員は市民と接する機会があれば、市民の心証を害しないよう十分に配慮してください。
- キ 業務実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ決定するものとします。